明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可

每月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.

No. 2. Ferbruary 1910.
VOL. XXIII.

明治卅一年五月創刊

監獄協會雜誌

明治四十三年

二月二十日發行

第貳拾參卷
第貳號

監獄協會發行

第貳拾參卷第貳號目次

○論　說……（一頁）
○監獄官練習所の開催に就て……
○幼年受刑者の訓化に就て……在川越分監　櫻井華馨
○講　演……（九頁）
○貧者に對する同情……都新聞記者　岸田菊作
○臺灣監獄視察談（承前）……監獄事務官　眞木喬
○寄　書……（二九頁）
○監獄衛生雜感（其十一）……金澤　石崎貪樂生
○武士道的修養の必要……市谷　山田忠正
○統　計……（三八頁）
○明治四十二年十二月末日現在在監人員表……
○明治四十二年十二月末日現在受刑者罪名表……
○明治四十二年十二月末日現在々監人員監獄別表……（四四頁）
○救護事業……（四四頁）
○英國保護會事業報告……
○茨城縣保護會の近況……
○雜　錄……（四八頁）
○刑事人類學及び刑事學雜誌に散見したる指紋に關する記事……
○少年犯罪者の研究……
○囚人井中に投す……
○囚徒看守を斬る……
○逃走事故……
○囚徒より囚徒を告訴す……
○秋田監獄の廢物利用……（五六頁）
○叙任及辭令……（五六頁）
○本會記事……
○第二回監獄官練習所を開く……
○茶話會……
○名譽會員の推薦……
○總表……
○地方部長解囑申囑托……
○監獄職員錄の加除……
○各地通信……（五八頁）
○佐賀たより……佐賀監獄
○新義州たより……山田申吾
○岡山たより……岡山寒生
○飜　譯……（六三頁）
○英國內務省內監獄委員會千九百九年度の報告……司法省參事官　谷野　格
○出獄人保護事業講習會……（一頁）
○免囚保護事業に關する各種の問題（前號の續）……司法省參事官　谷田三郎

監獄協會雜誌第貳拾參卷第貳號

論　說

監獄官練習所の開催に就て

監獄官練習所は本會主催の下に先例を襲ひ第二期の講習を開かんとす監獄官練習所に於て講ずる所のものは拘禁處遇等行刑に關聯せる課目即ち監獄法則刑事法則は勿論監獄經濟の運用手續出獄人保護事業の管理に關し最も緊要欠くべからさるものなり隨つて監獄に職を奉する者に在りては敢て耳新らしきものにもあらざるへしと雖も其蘊奥を極めて之を巧妙に運用せんには宜しく專攻の師に就き博學審問の積む歲月を以てし傍ら先輩同僚の誘掖提撕に待たさるへからす監獄官練習所は此目的を貫徹せんか爲めに監獄事業に必要なる理術を最も深く最も審に講し之を監獄事業の上に施して遺算なからしめんことを期すると共に監獄事業に至大の關係を有する倫理犯罪心理其他社會學等の諸課に涉りて專門の師を聘し練習生の心膽を練り技術を磨かしめんと欲す殊に今回は前例を酌み實務講習なる題下に常に理論に偏し實務に遠かるの弊なからしめんか爲めに常務の執行に關し互に便否を究めしめんことを圖れり曾に深遠なる原理幽邃なる術數を說き有形上の利益を得せしむるのみならす東西の粹を蒐めたる團體の中に薄弱たる生氣は又無形の利益を交換し兼て監獄事業の上に採長補短の利便を受くることを蓋し尠少ならさるへし僅々四ヶ月の短期間に於て斯る多くの學究と練習を爲すことは練習生に取りては頗る頭手を惱ましむるものありと雖も其代償として又大に堅忍不拔の氣象を養ふを得んか斯く

して練習所は一面事業上必須の理術を修むると共に精神を修養する點に於て當路者を益する所尠からざるへく則ち選抜せられたる人物を更に琢磨する結果燦然たる光澤を發するや疑なし然れとも此効果は濡手握粟の易きか如きものにあらずして非常なる精力を注きたる研究と修養に由りて始めて之を獲へし左れは練習生たらん者は選抜の光榮を空ふすることなく一意學理を究め專心實務を習ひ且つ精神修養に由りて良司獄官の典型たらんことを希はざるかべらす而して更に望むらくは練習生を選擇推擧する上司は深く茲に顧み身體健康意思確實なる有爲の壯年を採擇せんことを是れなり。然れとも此に注意を乞はんとするは凡庸の觀を以てせば年齒の長したるを目して老朽と云ふも然かも世には老朽者なるもの亦多し本會は練習生を選抜し推擧する上司の此に三思し年長者を賤み若年者を尊むか如き又は若年者を目して黄口乳臭と爲し老年者を稱して不惑と爲すか如き偏見を去り取捨の用意周到ならんことを希はざるへからず、本會聊か感する所あり記して一片の婆心を附することゝ斯の如し

幼年受刑者の訓化に就て

在川越分監　櫻井革聲稿

第一　緒論

洪鈞律を轉して歳華又茲に新たなり、頭を回らせは客年八月川越分監へ赴任已來年を數ふること一年、月を閲すること實に六たび、其の間何等の施爲する所なく、從て又何等の成果をも齎たらさすして明治四十又三年を迎ふ、衷心豈怛怩たらんと欲するも得んや。然れとも前年に於ける五穀の豊熟は振古未曾有と稱し、又一方には稅制行政等の整理問題も確的に遂行せらるゝの望みあり、國庫の餘財は積んで鉅萬を計ふるか如き、假令ひ一二不祥事の其間に横懸するあるも、是等一般的國運隆昌の現形を把束して斯の一年の先頭に臨むこと、余輩は深き喜びと、大なる希望を以て祝福すへき新正なるを信するなり。

余輩は謹んて　聖上陛下天壤と窮り無きの寶祚を慶し奉ると同時に、會員各位の千祥萬瑞を三唱して、益々獄政の爲めに思想の堅實と、筆力の雄健ならんことを切望して止まさる所なり。夫れ治獄の用意は誠に豫想の外に在りとす。

夫れ然り彼等幼年受刑者に對し矯正感化の策を講する固より容易の業に非す、蓋し本問題に關しては東西に涉り、古今を通し、或は實際に或は論說に先哲の經營施設餘す所なく、反覆叮嚀復た餘蘊なし、而して其の卓抜の手段、絶特の識見は玲瓏透徹、犀利無前、能く其の要衝を喝破し、主點を氷釋後昆をして之れが遵由に便ならしむるが如きは、實に彼の膚淺の說、皮相の論を馳せて妄りに瓦鳴雷同し、世の流行に投じて虚名を一時に博せんとするか如き、輕薄者流の夢想たにも與かり知る能はさる所とす。

蓋し治獄の道に於て最も愼重の工夫を要し、且つ精到の觀察を望むは他の一般囚人に於けるよりも寧ろ幼年受刑者に於て益々其の然るへきを認すへきに非すや。否な或は原則として然らさるを得さるか如し、然れとも新刑法が犯罪の責任能力を滿十四歳以上として必罰の制度を規定せるは、或は時勢に鑑み、世態を洞破したる英斷たり將た快擧たるに値ひすへしとは雖も、余輩を以て忌憚なく卑見を至十有八、假令ひ天賦に差等あり、稟性に賢愚隔絶するありと雖も、薄志弱行此時代を然りとす。苟くも嚴正なる監禁者の指道籠策を缺くが如きあらんか、倏ち外界の誘引に魅了し去らるるは、恰かも決堤の激流に於けるか如く、泊々として孰れか能く之を禦がん、而して彼等が犯行の因子としては、固より多々なるへきも、倫理を重視せさる現時の教育も其の責め多く、華奢婦逸の風自然に今日の俗を

成せるも、亦大に彼等をして模倣的に虚榮心を挑發せしむるの資料たらずんばあらず。嗚呼此の渾濁汚穢の渦中に投するに、彼等志行の薄弱なる幼年者を以てす、假令或は監護者の備はるありと雖も、何れか奔て其の汚濁を逐はさる者ぞ、此の時に際し法は是非の辨別あると否とを問はず、隨て視せば隨て捕ふ、恰かも群羊を驅て虎狼の窟に放つが如し、於此乎固圖充溢して特設せる幼年監獄は、土木功未だ竣らず、斧聲斤響殆んと夜以て晝に繼くに拘らず、夙く既に收容の道なきに苦しむの情態なりとす、其の如此は實に上來縷述する所の理由の存するに外ならずとせば、唯だ賴む所は法の運用を司どる裁判官の重斷輕決、能く其の人と事とを參酌して臨機の裁量を求むるの外、他に血路を見出し能はざるなり。

目下當分監に收容しある幼年受刑者は、總數二百五十名とす、是れ客歲八月已降本年一月に至る間に移送を受けたるものに係る、而して此間滿期釋放せるもの又昨年十一月より本年一月に至るまで十有餘名あり、斯の間余の見聞に觸るゝ所を撮要して、以下數項に分科し、順次所感を錄述し以て大方の指敎を仰ぐ、要するに職責上涓涘を効すの微意に外ならざるなり。

第二　心性の觀察

當監に拘禁せる幼年受刑者二百五十名中其の罪質を統計すれば、其の百分中の八十は窃盜にして他は放火拐帶及び傷害公文書印僞造行使等とす、以て如何に鼠窃的小盜賊の多數なるやを知得するに足るべく、將た又概觀して心性の稟賦如何を察了するに充分なるが如し、然れども是れ蓋し皮相の見解たるを免れず、假りに三四の幼囚に就き其の此に至れる徑路如何を攻究すれば、實に無限の趣味を以て迎ふへき學術上尠なからざる新知見を拓らくものあり、請ふ少しく其の內容を披布する所あらん。

其因は云く繼母の虐遇に勝へすして、奔て東京に出で商家の雇人となり勤務中、先輩と口論して雇主に叱責せられ、其の結果盜心を起し主人の財物を奪はんとし、家人に誰何せられて果さず、遂に逐はれて路頭に彷徨し。偶ま前の喧嘩仲間なる朋輩に出會し。金員を懷にせるを知り、之を奪取せんとして果さず竟に捕はれて今日に至れりと、是れ盜性の當初より深かりしものにあらさるは勿論、家庭にして敎養の道行はるゝが如くんば、良民として終生を完ふすへき人たりしなり、某囚は云く東京深川の某工場に通勤して、若干の日給を取り、父には四五年前死別し、今は母と二人なり、一日勤務中某職工と爭論の結果遺恨に勝へず、薄暮之を途に要して匕首を擬し、互に格鬪の後敵手に微傷を負はしめたり、然れとも相互の間に斡旋して善後の策を施せるものあり、以て事なきを得たるにも拘らず、某惡漢の爲めに之を警衛に密告せられ、遂に此の難を蒙れりと、是等は實に警吏法官相須て、多少の思索を廻らす時は何爲れそ可憐の髫童をして、獄閽を跨がしむるの擔策を演せんや。

夫れ斯くの如し一々其の內容系統を、索究する時は邪歪殘暴、又は獰惡悖戾の性の如きは、勿論浸漸馴致する所にして、豈初めより如此傾向を有せんや、於此乎各囚に對する各別の觀察を必要とするは漸く之を矯揉して、心性の傾く所を觀察して、其の良なるものは益々之を利導し、其の邪曲なる者は、懲戒なるものは之を誡抑ならしめ、疎暴なるものは之を愼重ならしめ、偏狹なるものは之を寬濶莊雅ならしむる等其の缺陷を塡め、不足を補ふの策としては、具體的と抽象的とを問はず、豫しめ何等かの模範を提げて、之れに向はさるべからず、然らされば彼れは惡人なり、此れは愚人なりと稱すも、此の愚惡の物體を矯改するには別種の形式を有せる器具を必要とす、此の器具たる即ち當局者の考案一番を望む一大主眼たり、苟くも此に留意腐心して彼等の心頭に臨むの咸竹あらば、個性に就て利誘善導の秘訣を悟ること頗ふる容易なりとす。

以上所說は蓋し心性査察の一斑を略叙せるに過ぎず本問題たる廣大にして一小紙片の曲悉する所に

非す、其詳密なるに至ては請ふ他日を期し以て諸賢の垂教を求めん。

第三　閲歴の討究

幼囚の多くは父母の膝下にありし者か、或は商店諸會社の被雇者職工等にして、獨立の經營を爲し以て生計を營みしもの甚だ多からずとす、故に之れが閲歴し來りし事項等に就ても、固より何等渡濁曲折の存する所なきは勿論、年齢境遇より打算し來るも頗る單純にして、感化の上に於ても參照に資すべき材料絶無なるが如きも、一絃は終に單調ならずして之れを彈奏するや、其の餘韻は高低遠近、眞個梁塵を動かす底の微妙を極むるが如く、彼等の今日に至れる來歴經路は、一部の傳奇小説に値ひするものなきに非ず敢て記述すべし。

某囚あり亡父は軍人にして、日清の役に出征し偉勳あり、凱旋後勳位功級を賜はり勇猛無雙と稱せられし、然るに不幸四五年前遠逝後は其の母幼兒(目下當分監在監)を携へ實家の某所に故舊を尋ねて身を寄す、母淑德あり兒年十二三東京に出だし商家に雇役せしむ、然るに店財を掠めて捕へられたりと、此の一話は本人より聞き得たるに非すして、實に其の母より兒に寄せたる信書中に於て詳悉することを得たるものなり、「蓋し此の信書は縷々數千言を費し亡父の忠勇を揚げ、兒の不肖を歎き、或は勵まし、或は敎へ、最後に一個の男兒として世に立つに非れば、再び母を見る能はざるものと斷念せよ云々を以て結へり。」想ふに夫の死後幼兒を携へて、東漂西泊竟に房國に裝を解き、多年有難を排して漸く兒の成長を見たるの喜びは幾何なりしや、之れ等の閲歴は改過遷善の道を授くる好個の資料たらずんばあらず、要するに渠等の多くば口を噤んで容易に實歴を吐かす、勝利を說ひて、失敗を談せず蓋し人情の自然とは雖も、渠等に於て殊に然りとなす、故に其の經歴由來を探尋せんと欲せば、其の緣故の存する所、足跡の印する所、包合綜該、把羅剔抉して餘蘊なきを期すべし、而して得たる材料は取捨撰擇して、一部の修身敎典中に編冊すべきものとす、苟くも然らざれば訓化の道、形式に流れて毫も效果を擧くる能はざるに至らん。

第四　囚禁者として感想如何を看取すること

犯罪者として獄舍の中に呻吟するや、既往を回憶し、將來を過慮するの餘り、自然憂愁寂寞の情に勝へず、彼等の多くは幽谷の花卉と一般、結蕾既に芬香の聞くべきなく、其の爛熳の時に於けるも濃艶富豊の態を見るに由なし、嗚呼如斯にして彼等の生涯は、其の終りを告ぐるや、將た又彼等自身も此くの如く世を觀じ身を愼しめるか、夫れ然り豈夫れ然らんや、彼等の或者は獄裏の生活を希望せり而して釋放日の近くを畏るゝが如し、豈人生の悲劇として、秩序回復上刮目すべき問題ならずや、顧ふに是等は幼にして遺棄せられ、又は誘拐等の毒手に罹り、嘗て一日の定居なく、朝に東家に驅使せられて、夕に南郊に露宿し、四時の循環に依て開花の春なるを知れども、未だ曾て人間の情界に温風の戰ぐを解せず、人世は終に慘怨酷薄を以て形成せられ、行路は固より險惡にして百難萬苦の間を出入せざるべからずと確信せり、夫れ如斯の境遇に彷徨せるもの、獄に投せらるゝや、決して苦痛を感せざるは勿論、嘗て廉耻の何者たるを辨せざるの身に在ては、恬然として獄食獄衣の囹圄を甘んずるは固より其の所にして、寧ろ喜んで感謝せざるものあらん、何爲れぞ夫れ慘絶悽絶なるや。

此の他現下の境遇を愧ぢて、悔悟の情に勝くざるが如き者は人として當然の事相たるべく、或は處遇の上に不滿を懷き、事々物々戒護者に窮苦を愬へ、作業を怠り、獄則を蔑如し、懲罰の累加重種を蒙り、闇黑界中心靈の中に一閃の微光だも認むる能はずして、刑期滿ち竝に監門を出づるとは雖も、如此精神的不幸兒の世に容れらるゝ道理なく、幾日ならず累犯者として拘囚せらるゝを見るべし、畢竟是等の傾きある一種の悖戻的低腦者に對する訓化の方法たる決して忽諸に付する能はずと雖も、果して那邊より矯正策を着くべきかは、頗る至難とする所なり唯た當局者は念々此に傾注して終始荒意せず此の精神的不具者を百尋の陷穽中より救濟するの考案思慮を竭盡して、須らく鋭意遺往すべし。

前來縷述する所に於て、彼等幼年受刑者の入獄中の感想如何を看取し、以て誘導訓化の資材に供するの必要あることは表明せられたりと信ず、果して之れが必要あるを知らば、其感想の特殊なる者は勿論普通の感想ある者、其他各種の情想を懷くものに就き、一々彙類區目を區分し、以て指導の庭に臨まざるべからず、是れ蓋し一見煩瑣なるが如しと雖も、細かに其の性情嗜慾及び動作等に就き其の大綱を提げ來らば、其の細目は自然に擧がり、善導の聲と、改悔の響とは、期せずして鏘然相和し、其の間形容し能はざる微妙の趣味を傳ふるあるや必せり矣、一に當事者の努力を翹待す。

第五　結論

首を回らせば十有餘年來、我が邦に於ける獄制の進歩發達は、駸々乎として甞て止息停滯の跡なく改良革新今や識に著明の成績を見はし、歐米先進國をして敬服措く能はざらしむる所以のもの決して偶然に非ざるなり、蓋し幼年受刑者を特殊監獄に收容して、專ら敎育に力を致し刑罰執行の効果をして最も確實有力ならしめんことを希望せるが如きは、獄政の上に於ける一異彩たらんとせんや。

夫れ然り現行刑法の下に、此の獄制の設けられたるは固より當然の結果として、今百人の幼囚中一人の良民を出すも、物質以外に於て國家の利益は、他の九十九人の不良者に對する損害より幾百千層の大なるものあらん、果して然らば善導良化の方針たる一日を緩ふすべからずして、各方面より資料を蒐集し以て法令の效果を完成するは、實に刻下の急務たることを認識せざるべからず。

抑も訓化の資料とは何ぞや、前來說述する所の各項に於て其の一斑を窺ふを得たるが如きも、豈敢て資料と稱するに足らんや、單に卑見を摘錄せるに過ぎざるのみ、要するに彼等の多くは家庭の不良に原因する一不幸兒たるのみならず、換言すれば父母又は近親輩の放縱自恣なる行爲の下に、衣食は勿論甚しきは雨露をしも避くるに由なき境遇に陷り、敢て窃み將た橫領するに至りしが如き、寧ろ保護者の罪惡總てを一身に集め彼等の犧牲と爲て、今日の羞辱を見るに外ならずとせば、誠に悲痛の極ならずとせんや。而かも之れが爲めに社會的生命を絕たれしが如く思惟し、自暴自棄に身を處し再三犯行を累加し、竟に慣習的罪人となるに至ては、不備不完なる社會構成の結果に出つとは雖も、半夜孤燈に對し黯然として坐ろに彼等の情懷を瞑想すること久しきものあり。於此乎余輩は高く訓化の緊急なるを呼號すると同時に、當務者の眼光能く此の微細の點を洞破し、左右逢源以て遺策なからんことを望まざるを得ず。

本篇を稿し終り、起て窗窻を開けば朔風漸瀝として、庭梅香未だ動かず、正に是れ寒威泛膚の候伏して會員各位の十襲眷愛を賜る焉。

講演

○貧者に對する同情

都新聞記者　岸田菊作君

私は唯今御紹介下されました岸田と申す者でありますが、先達て不圖したことから芝浦の貧乏人の子供を集めて、居る特殊小學校に參りました時に此協會の役員の方と御一緒になりまして今日の集りへ出て呉れまいかと云ふ御交渉を受けましたので、夙て私は忙かしい身體でありますけれどもどうかして繰合せてこちらの御事業に從事なさつて御居でなさる方々と御近づきになりたいと云ふことを希望して居りましたから、どうか繰合せて參りませうと御約束致しましたが別段に御話をする材料を有つて來る積りでなくお話の伺ひに參る積りでありましたが其際に御約束になつた芝浦の校長が御差支があつて來られなくなつたので是非私に市内の特殊學校の話をして呉れるやうにと云ふことを昨日突然にお話があつたので甚だ重荷を負はされた感じか致しましたけれども細民の子弟を預る學校に現在從事して居る人が見る所の觀察と曾つて智の間でも其仕事に從事して居つて其仕事を隱れて今度は側面から其仕事を見る私の立場からの見方とは又趣きの變つて居る所もあらうかと思ひましたからそれはよい機會であるから少しお話を申上げやうかと云

ふ考を持ちましたのであります。

御承知の通り東京市に於きまして四千人斗りの貧乏人の子供と銘を打つたものが七つの學校に收容されて居ります。私は此學校を非常な興味を以て眺つて見て居つたものであります、丁度五年前の秋でありました、ブラリと東京に參りました、其東京に參りました時は私が自分の鄉里の島根縣で不良少年の感化事業に手を着げて四人の不良少年を預つて其世話をして居つた時でありました、其際に其四人の子供を十人に增せと縣の當局者から云はれる、私は十人に增すことは出來ないと拒むむ、さうして其所に意見の行違があつた爲に途に私は其所を去つて東京に參りました、參つた時は先づ巢鴨の留岡さんの所に參りまして、あの仕事に從事して見たいと云ふ考で參りましたが來て見て、特殊學校のことを聞きまして、是に面白い貧乏と云ふことと犯罪と云ふことは何か關係があるものではあるまいかと考て思つたから、そんなことを調べて見るにはさう云ふ學校に身を委れるこそ面白いことではあるまいかと云ふやうな道樂氣が起つて留岡さんの方の御話が纏つたにも係らず、それを無理に御斷りをして万年町の學校生活を少しして見ました。併ながら其仕事に從事して見ると案外厄介な仕事である。面白からうと思つたことか余り面白くないもの少し繁雜的のもの少し實質の備はつた仕事が出來るであらうと豫期して居つた所が形に泥んでどうも思はしく仕事が出來ない、有體に申ますれば私はあそこに參りまして一番骨を折つたことは博覽會に出す統計でありました。其統計を飾つて書くことは出來ないから詐りでない範圍に於て成るべく體裁よく其統計を拵へると云ふことに非常に苦心をして其出來た統計は今尙ほ万年小學校に御出でになりますならば應接室に殘つて居ります。それからどうも此仕事が飾色に欣いて居る、東京市が何か飾色物にやつて居るやうに思はれると云ふことが私の仕事に從事して以來、一刻も頭を去らない所の疑問でありました、さうしてそれは不幸にして唯た疑問であるのみならず、うれが事實であつたやうに思ふ、其當時のみならず今でもさう思ふ。業々しく特殊學校と云ふものを地方の教育家とか或は地方の自治體の仕事に當つて居られる方々が非常に珍らしがつて、こちらにお出でになると内務省の方から教へられたり文部省から教へられたりして參觀に御出でになるが私は其間に非常に危險を感じて居ります。私は卒直にうれ等の教育に從事して居る人達に其事を批評し且つ警告を與へて見ることが屢々であります。　若しも今日芝浦の先生が此所に見へて特殊學校のお話をなさつた後で私が其お話に對して感想を述べて見たならば一つの面白い對照か參考に揃かれて非常な研究材料であつたらうにと思ふと遺憾ながら芝浦の先生が御見へにならぬのは其だ物足らぬ感じがするのであります。何故かと申しますと彼所に收容されて居る所の子供は矢張り小學校令の規定によつて扱かはれて居りまして一つの學級に七十人と云ふやうな澤山の子供を預つて居るのであります。さうして其子供に小學校の教科を授けて貧乏人であるからと云ふので教師か理髮もやつてやりお湯にも入れてやる暇が惡いからと云ふて其療治もしてやる。皮膚病に罹つた

からと云ふて膏藥も貼つてやり親が子供を學校に出すことを怠たるからと云ふて、始終う其家庭に催促にも行くこれは珍らしい學校であるから立派な統計を作つて世の中に廣告しなければならぬと云ふて頻りに統計の仕事に追はれて居る。彼處の教育に從事して居る人はうれは〳〵忙がしいものであります。氣の毒な程に忙がしいものであります。其所で其七十人の子供を能く知ると云ふことがナカ〳〵出來ない。他人の教師に就て其扱つて居る七十人の子供の甲はどう云ふ子供であるか乙はどう云ふ子供であるかと尋ねた時に直樣明かに簡單に答へ得る者はどれ位あるか私は殆んど答へることは出來ないと思ひます。さう云ふ風でありますから到底個性に應じた教育を施すことは出來て居らぬ。百把一束の仕事である。學級教授と云ふ美はしい名に隱れて學級を一束れにして居るから、聯合的教授をすることはむづかしいと言つて居る。然らば普通の小學校と特殊小學校と銘を打つたものとされたけの違ひがある。教授時間の少いと云ふことが普通の學校と違ふ。それから紙でも筆でも教科書でも唯で與へて居ることが違ふ。それから御湯に入れたり理髮をしてやることが違ひ病氣の療治をしてやることがある。それが違ふので其外には何も違いはないと思ふ。ところが、其理髮をしてやるお湯に入れてやる。病氣の療治をしてやることがうれ程有難いことであるかと考へて見ると私は余り有難くないことであらうと思ふ。私が万年學校に居つたのは二年の間で其間私は幸にして、夜の學級を受持ちました。私は唯だ私一人で一つの學級を受持つて他に夜の學級はなかつたのであります。そこで私は校長さんに御願ひして此學級だけは私が思ふ通りにやらせて貰いたいと云ふことを要求して幸にそれが容れられましたから私は思ふ存分にやつて見たので、二年の間男の生徒に一回も理髮をやつたことはない、私は生徒に云つた。お前達は毎日四錢五錢と云ふ御小遣いを使つて居るではないか、先生に髮を刈つて貰ふと云ふやうなろん な意氣地なしで役に立つか、三錢出して床屋に行つて御覽なさい立派にお客さんで刈つて與れるではないか、子供は成程と思つて床屋に行つて三錢出して刈つて貰ふ。お前達は四錢五錢の小遣を使つて居ながら紙一枚學校の先生に貰ふなどと云ふそんな意氣地のないことでどうするか、買つてお居でなさいと云ふと買つて來る。さう云ふことから歸納して行つた時に今日の特種教育は貧乏人を何所までも貧乏人として行つて物貰い根性を益々增長させて行くやうな傾向がありはせぬであらうかと思つて居る。余り云過しましたが、併なから事實に余程面白い、かう云ふことがある。万年學校から僅か一町計りであるが離れぬ所に昨年一つの學校が出來た。それは山伏尋常小學校と云ふのである。若し貧民窟の中心がどこにあるかと云へば今下谷の方では万年學校よりも寧ろ山伏學校の方が中心に近いと思ふ。其所に普通の小學校が出來た。其關係はどうであらうかと興味を以て見て居つた。さうすると貧民學校に子供を遣つて居る親父が其學校を下げて今度新たに出來た、普通の小學校にやらうとする傾向がある。さうするとは喜んでやつてよさそうなものであるが、なるべくそれを妨げてやるまいとして居る。子供の奪い合が其所に起つて居る。頗る奇觀であります。これは下谷のみならず、深川に參りますと靈岸小學校がある。其所から僅か一町隔たるか隔たぬ所に元永小學校と云ふ普通の小學校

がある。靈岸小學校は貧乏人の小學校と云はれて居る。ただ學校と云はれて居る。其學校の卒業生が元氷小學校の高等科に一圓の授業料を平氣で拂つて行く、これは靈岸小學校の成功と思ふ、貧乏人の子供を六年間教育して一圓の授業料が出せるやうになつたのは成功だと思つて居るか、それと同じ意味に於て貧民學校などはモウ少し次第に減して行くのが成功の兆と思ふ、生徒數がなるべく減して行くのか成功の兆と思ふのは遺憾なことには子弟の教育に當りて居る人は其學校を殖やすことを理想に到達する途と思つて居る。其學校の生徒の多くなることを心掛けて居るこれに頗る奇觀である。万年町の如きは御承知の通り貧民窟は變つて來て貧乏人はドン〳〵入谷龍泉寺或は三河島の方に移つて居る。次第々々にあの邊は貧乏人の血を吸つて生活する巧みなる商賣人が殖へて居る。其時代に當りて万年學校は增築して生徒を收容するに困りつゝある。貧乏人が無くなつて困つたと云ふ顏をして焦りて居る。斯う云ふ所に今の世の中の仕事の喧嘩があるのではないかと思ふ。これを一、特殊小學校の話であるが、併ながらさう云ふ傾向が總ての仕事の上にありはせぬかと思つて居る、私はまだ年も若く世故に馴れぬ經驗のない學問もないものでありますが、併ながら私は皆さんより秀れた一つの經驗を有つて居る。それは何かと云ふに私は貧乏をした經驗を有つて居る、私は貧乏の爲に十一の時から職工の徒弟になりて職工仲間で揉まれ揉まれて揉上げられたものである。十九歳になりて初めて書生の生活をしたが私はそれを誇りとする所である、されで貧乏人の悉く同情が養い得たと思つて居る。近頃は同情々々と云ふことが頻りに流行ります。思ひやりと云ふことが盛んに唱へられるが併なから其思ひやりの最も行屆いて行はれて居らなければならぬ所に思ひやりのないことに驚く、貧民小學校の如きは最も其學校の先生が其學校に對する思ひやりに燃へて居るべきであるにそれが燃へて居らぬ、學校の教師は生徒に對して同情が燃へて居るべきであるに其同情がない、曾つてかう云ふことがありました。或る貧民學校の夜の組の十七になる女の子が其所の小使と駈落をしたと云ふことがある。それは十七八位になる娘盛りの者が、若い男の小使と其學校に於て夜互に接近して居ると猶もすればさう云ふことは起り勝ちで不思義のこともありませぬが、兎に角さう云ふことがあつた。さうすると新聞が頻りに書き出てる。戀愛學校などと云ふて無責任に書き立てる。さうすると學校ではどうするかと云ふに、自分の所にあつた失態を掩う〳〵と繕ふ、さうして其間に過ちのあつた女生徒に對する思ひやりと云ふことが更に現はれて居らぬ。私は自分の仕事柄として其時其學校に行きました。さうして校長に會つてさう云ふ出來事の起つたことは止を得ぬことである、それは起りさうなことである。問題は其事が起つた後でどうするかと云ふことが問題である。其出來事は仕方がないさう云ふ間違があつたのは取返しが付かぬ。けれども其出來事の起つた後の處置は如何にするかゞ問題である。それが教育者の果して自分の責任を盡すか盡さぬかの試驗になる。どうするか私は興味を以て見た。其人は其ことが新聞に出ないやうに先づ働いたそれからそれが若しも小使在職中生徒と駈落したことになると甚だ困るから小使を早く免職することに取扱かつた。子供はどうなるか一向御存じない。人の大切な娘は小使に連れられて行先不明になつて居るにそれを探さうとしないで小使免職の手續と新聞記事差止めのことに骨を折つて居る。私は甚だ遺憾に感じた。されではいけない仕事が間違つて居るであらう斯う云ふ間違はどうして起つたか、原因を確めて前後の處置を取ることが大事で殊に人の大事の娘が行先不明になつたのであるからそれを探すことに全力を盡すが道ではないか、私はさう云ふことを言ふ資格を備へて居らぬ。何故かならば私の在職中にも斯う云ふことがあつた。私の受持つて居る娘の子が碌でなしのやくざものに攫ほれて行つた、其男は泥棒です。其男は博奕打です。其時は私は實に十一日の間寢食を忘れて探がして或る博徒の親分の所に行つて頭を下げて哀願した。どうか私の顏を立てゝ呉れ、其娘が出ないならば乃公は學氣な顏をして居ることは出來ない。どうかしてお前の力を以て探し出して呉れと頼んだことがあつた。十一日の間殆んど寢食を忘れて駈廻つた結果南千住の或る木賃宿に泊つて居る所を突き止めて危險を侵して連れ歸つた。それから後にやつた仕事はどうしてさう云ふ間違が起つたかを研究して見た。其原因は失張り私の責任を充分に盡して居らないと云ふことにある。何故かと云ふに其初めに氣が付かなかつたと云ふのは若者の集會する場所が下谷の山伏町にある。駄菓子屋のお婆さんの所に出來て居る。其所に若物が集つて浪花節を聽つたり講釋の眞似をすると近所の娘連がワイ〳〵集つて來て巫戲けて居る。其集會所があつたのを弊害ある集會と氣付かなかつたのが自分の落度であると私は自覺した爲に私はそれを名にして其學校を退きました。私は自分の力を以て此所の仕事を充分に盡すことが出來ない、私は試ふべからざる恥辱を學校に與へた。これまでにない失態を生じたから到底其責任に堪へないと云ふことを以て斷りました。其斷りでは穩かでないからと云ふので無理に理由を他に捏へて退きましたが然るに今日の教育者はさう云ふ責任を感じない、これは特殊小學校のみならず外にもある。ワイ此間日本橋の高等小學校の生徒が他所の子會と喧嘩して其心臟を突いて殺したと云ふ事件があつた。新聞記者と云ふものは滑稽なものでさう云ふことがあつた時に唯だ上面の出來事を報導するの外其出來事に就て十分研究をして社會に良い反響を起すやうな道を作ると云ふ思實な責任を感ずる心が缺けて居る、私は由來さう云ふことが好きであるから私の道樂として一つの出來ごとが起ると其原因をどうしても調べなければ氣が濟まぬ。其所で其事件のあつた時も私は調べました。今十二か十三になる子供が堀留分署の留置場に五人までも捕はれて居るではありませぬか、殺す心持があつて向ふを突いても迚も子供の腕で心臟を一突に突いて即死させると云ふやうな手際のよい殺し方は出來る譯はない、私は思ふ。殺したと云ふのは之はほづみである。偶然の出來事である。けれども兇器を振つてさう云ふことをやるやうになつた原因は何所かになければならぬと思つて、いろ〳〵調べて見た所が日本橋の人形町通りの或る煙草屋に副業として貸本屋をやつて居る。其貸本屋の息子が小學校に出て居る。其子供が友達を澤山連れて戻つて貸本を見せる。さうすると子供が喜んで店先で本を讀む、丁度子供の小さい圖書館が出來て居るやうなものである、そこに列べてある本はどう云ふ本であるかと吟味して見ると悉く俠客傳であるタイ其殺人事件の起つた前々日に七人の子供が集つて或る俠客傳を讀んで年嵩の十六になる息子が俠客と云ふものは新

う云ふものである。江戸ッ子は人の喧嘩を買つて弱い者を助けてやるのが其本領であると云ふて話した。さうすると未だ年の行かぬ十か十一位の子供が感心して聞いた。何んと乃公達は喧嘩をする時は助け合ほうではないかと云ふ約束が出來た。其所で忽ちに俠客團と云ふ名を付けて扇子に銀紙を貼つて護具の刀やいろ〳〵の物を俠客團と云ふ銘を打つて持つて居つた。其ことのあつたのが殺人事件の起る前々日であります。ところが二日經つて菓子屋の小僧が犬に花を曳かして車を挽いてやつて來た。それを燕雀屋の十一になる息子が、自分の犬を引しかけた所が向ふの犬が自分のより強いから喧嘩にならぬ。負けさうである。ところが其燕雀屋の十四になる子僧が御主の一大事と思つたから此奴は大變だ、サア約束により俠客團の一味の者を呼集めなければならぬと云ふて近處を駈廻つて呼んで來た。サア大變だと云ふので銀紙を貼つた護具の刀を持たのもありましたが、不幸にして一人の子供は前々日小學校で自分の友達と繪端書と寫眞とをやつて取換へた一本の眞味の刀を持つて居る。それが珍らしいから嬉しくてたまらぬ。片時も手を離さぬで持つて居つた。それを持つて出掛けて行つてやつた所が眞劍に振廻はすから菓子屋の小僧も恐れたものと見へて一生懸命にやつた。さうやつて居るほどみに遂に刺殺すやうな事が起つた。私は原因が略ぼさう云ふ譯であると云ふことが分つた時に日本橋高等小學校の先生が校外監督とか何んとか云つて、平生通學區域内を廻つて居ると云ふが一體何をして居るか、其子供の集會所に御顯か附かなかつたものであらうかと思つて其學校に出掛けて行きました。ところが學校ではうんなことは氣が付く所ではないそんなことを研究する所でない、乃公の學校の名を傷けた。あゝ云ふ奴は此學校に置けないと云ふのである。土壓お話にならぬ私は其子供が可哀想だと思つて居るに其子供の親になり代つて教育して居る人が可哀想とも何んとも思はぬ。私は若しも其子供を悔改めさせざる時があるならば、其小供を自分の過ちであつたと云ふことを深刻に意識させる時があるならば、如何なる時かと云ふに其子供が堀留分署に拘留されて居る所へ擔任の先生が行つて其子供を相抱いて泣いたならば、其時こそ其子供が悔改める時と思ふ。ところが擔任の先生はそれをやらうとしない、此學校を傷けた奴だから此學校へ出すことは出來ぬと云ふ話である。實に私は驚きました。これ程教師と生徒の間に思やりの心がないならば、どうして生徒を精神的に教育するか精神的に感化するか到底望む可らざることゝ思ふ、單り教師と生徒のみではない。私は警察官と少年犯罪者との間にも不幸にしてさう云ふ事實を見る。或時久松町の日本橋警察署の前を通りました時に監倉の中に女の子供の泣聲が聞へる。お母さんの所に歸りたいと云ふ叫びが非常に痛々しく私の耳を打つた。私は遖入りまして其話を聞いた所がそれは下谷の山伏町の十四になる娼妓の掏摸であつた。彼れは屢々掏摸をやるので今それが捕まつて居るのであると云ふことを聽きましたから私は警部さんに御目に掛かつてあの者はどうする積りかと云ふたら感化院に遣る積りであると答へた。それは有難い其子供は私から皆つて扱つた子であるからどうか會はして貰いたい、と云つて其子供を呼び出して貰つて會ひました。私は涙を流して其子供を戒めた、お前はよい子であるお前は悪いことをする心持ではないが、万年町山伏町の邊には悪い者

が澤山居るから迚もあつちへ歸つては駄目だ、お前は悪いことをしない積りでも側から悪いことをさせるから丁度署長さんも御親切に今度よい學校へ入れてやると仰しやるから其學校へ行くのであるから何も泣くことはないと云つたが其子供はどうしても學校と云ふことは信じない、監獄に行くのだと思つて恐ろしい所に投げ込まれると思つて居る。私はさうではないそれは思ひ遣ひでよい立派な學校であると云ふことを繰返し〳〵説きましたけれども其説明は何の値もなかつた。私其時に後で話しました。これは警察署に於て余り輕人らしく扱はれた結果ではあるまいが、警察署に於て子供に對する同情がそれ程燃へて居なかつた結果ではあるまいかと申しました。のみならず私は其事に就て自分の感想を自分の新聞に書きました。堀留分署に於て殺人事件があつた時は幸ひ事件のあつた後で其記事や私の主張したことがどれだけの反響を起したか、それは分りませぬが、堀留分署長が御考のあつた方であつたか、能く扱はれた。署長は涙を流して其子供を叱つて居つた。親に對して説諭された時もおれも子供がある。おれの子供でもさう云ふ過ちて居つた、其所であらうと思ふ私は今日世の中に一番缺けて居るものは其所であつて又一番必要なるものはそれであらうと思ふ。諺人を取扱ふ人が罪人に對して思ひやりがなかつたならば到底罪人を選善改悟せしむることは出來ない。さう云ふ事實は澤山ある、これは理窟ではない議論ではない、實際の問題であります。私の知つて居るものに博奕も打つた泥棒もやつた强姦もやつたと云ふ悪いなつたことが幾度あつたか知れない。其人は私の屬して居る所の基督教會に來て説教を聞いたこともある。其説教場で亂暴したこともある。私は其人が酒を飲んで來て何時も亂暴するから其人に酒を止めさせやうと思つて、一生懸命に骨を折つたが私の骨折りは何の値もなくして合羽橋分署の一人の巡査が親切に醉どれを取扱つたことが、動機になつて其人は酒を止めた。それは面白い私に出來ない仕事である。どう云ふことであつたかと云ふに彼れは或日例の如く醉潰れまして合羽橋分署に連れて行かれて拘留場に置かれて翌朝目が醒めた時に又しまつた署長さんにお目玉を食ふに違ひないと豫期して居つた。ところがそこに一人の巡査が居つてそれがやつて來て。どうも醉かが醒めたか、ヘイと云ふて居ると其巡査が水を吳れやうかと云ふて一杯の水を貰つて飲んだ。其水です。其一椀の水が其人を悔改めさせた。水を貰つた時にア、親切な御廻りさんだと思つた。思ひやりのある御廻りさんであると思つたと云ふ。それから其人が呼び出されて署長さんに説諭を受ける時に今まで説諭を受けた時のやうな冷淡な心持が少しも起らなかつた、署長さんもお廻りさんも皆自分に親切な御方であると云ふことを彼は先づ直覺して。後説諭を受けましたら其説諭はヒン〳〵と骨身に泌み渡つた。それが動機で彼は酒を謹めて今年卷まで殆んど三年になるが、一滴も口にしませぬ、さうして眞面目の人になつて私が下谷万年町山伏町で下層勞働者を率ひて仕事をして居りますが其仕事に從事して今年七月基督教育年會の有志晩餐會の紳士の仲間に連れ

て行つて交際させた。其際に彼の一場の感活が多くの紳士、多くの牧師、多くの教師達を驚かし教育したと云ふやうな殆んど奇蹟のやうな出來事がありました。私はさう云ふ多きな働きが出來るやうになつた本は何所にあるかと云ふに合羽橋分署の一人の巡査さんが一椀の水を同情して與へてやつたと云ふことに基ついて居ると思ひ起す度毎に私は其一椀の水の價が極めて尊いものであると云ふことを思ひ出すのであります。

總て世の中に立つて惡いことをする人狙撃をする人でも其本を段々尋ねて行つて見ると私はそれに思ひやるべき一つの點位は必ずあるべきものと思ふ。其思ひやるべき一つの點を捉へて其人を教へ其人を導く時は必ず其人達がこちらの教へ導きに應する所の力が勃然として起つて來るものと思ふ。それが其人の生涯の一轉機になると云ふことを私は確信して居ります。これは私の空想に非ず、議論に非ず、私は屢々それを實驗して居る。私は何時でも一人位の人を援つて居ります。今も一人の人を援つて居るが、其人は私の手に來てから一年半、其人は淫賣をした人、其人は藝妓に貰られむとした人である。其人を長崎から連れて戻つて世話をして居る間に其人の缺點を見ないやうにして其良い點を一つ見たいと思つて其良い點を引出すことに務めて居つた結果、其人は確かに一年前の人とは生れ代つた人となることを確信して居ります。私は其人を明日國へ返さうと思つて居る。立派に出來上つたものとして居ります。さう云ふ思ひやりの心が不幸にして今日の世の中には一番缺けて居る。殊に皆さんが今日此席に出て來て貰つて話を聞かうとなされた所の東京の特殊小學校と云ふやうな所にさう云ふ同情が起つて居られねばならぬ筈であるに其同情が薄い余り私の云ひ方は大膽でありますが、私は敢て直言します。私は常に斯う云ふやうに云つてのける質であります。若しもさう云ふことを言ひ進めて行くならば總ての階級にさう云ふことがありはしないかと思ふ。私は此頃計畫しまして先月から私の社で勞働者慰安會と云ふことをやつて居ります。それは私の新聞の讀者の中の同情者から古着を澤山集めてそれを貧乏人に賣つてやつて其賣上げた金を以て一月に招待會を開いて一日の歡樂を彼等勞働者に與へたいと云ふ仕事であります。其仕事をやつて行くにも或る人は斯う云ふ事業をやるならば貴婦人達が擧つて同情を寄せるに違ひないと云つて居りました。けれども事實はさうでない、却つて中流以下の貧乏をする人達に同情が起つて居る。頗る面白い、寄贈する人も矢張り中流以下の人であつて上流の人に無い、其事業の味ひを味つて本統に面白味を以て其働きを見る人も中流以下の人にある。さうして私が一番遺憾に思つたことは御役人に其同情のないことである。平民に同情があつて御役人にはそれが分らない、平民にはそれがよく讀めると云ふことである。私は警視廳に參りまして、初めて名前の打合せをした時に勞働者慰安會と云ふのは穩かでないから貧民慰安會とした方がよいだらうと云ふ交渉を受けた。私は貧民と云ふことは云ひたくない、どうかそれだけは許して下さいと哀願した、事實は貧民の慰安會であるが、貧民と云ふことは忍びない。さう云ふのは慰安の道でない、又警察の規程によりて手續を踏んで認可を得て寄附を勸誘するやうにした方がよからうと云ふ話がありましたが、私もさうしたならば品物が余計集る位のことは分つて居るが品物が余計集まる爲に不味い働きをしたくない、矯くば遁の儘しは若しも一月の招待會に於て分乏の人達とそれに寄贈して與れた人や貴婦人と混同して上流の人と下層の人と抱合接近の實をと同時に貴婦人を訪問して居る。其目的は決して種を得る爲に行くのではない、下層勞働者の境遇を訴へる爲に行くのである。其境遇が分らない中は思ひやりの心は起らないのである。私共は下層勞働者の境遇を能く知つて居るつもりであります。けれどもまだ分つて居る積りで分らないことがある。それ故になるべく廣く研究して分るやうに務めなければならぬ。丁度十日斗り前の夜の十一時頃下谷車坂の車庫の前へ來ると一人の車挽が居つてお供をさして下さいと云ふ。私は遠くに歸るから電車で歸ります。電車と同し値ぬと云ふた所が其車屋が云ふには牛込まで電車でお歸りになりても電車から御宅までは又御歩きでせうから十五錢でよいから御供をさして下さいと云ふ。私は驚いた。それはよいだらうが、それでは君が迷惑するだらうと云ふたら何と感違ひしたか十二錢でもよろしい十錢でもよろしいから御供をさして下さいと云ふ。私は實に云ふことの出來ない感慨に胸を閉して終し乘つてやらうと云ふて、其車に乘つて歸りかけた所が其車挽きは弱いです。充分に駈けることか出來ぬ。其時私は思つた。これは並で降りて此車夫に拂ふ金を奥れるならば降りても奥れてもよいと思つたが、併しそれではいけぬ斯う云ふ人が斯う云ふ境遇に陷つた時に尚は悪い心を起す。正直な勞働によつて十錢なり十五錢なり金を得たいと云ふ志が美しいからお前は晩飯を食つたかと云つたら食つて居ないと云ふ。それではいけないと云つてそれから途中で蕎麥を食はしてやつて其車で私の家は牛込の細工町であります。どうして十錢でも十二錢でも此所まで來たいと云つたかと聞いたら今朝から一つも仕事がない、妻の車を挽いて居る間は多少仕事があつたが、此五六日前に家内が病氣をした爲に藤掛けを賣つてしまつた。さうして車の賃代を十錢出して妻挽いて歩かれるやうな車を得ないので夜の車挽きに代つたら夜の車では御客を攫る呼吸かある。其所で家に五人の子供と女房が歸へるのを待つて居るが、一文も取らずに歸ることは出來ませぬと話した。それから宜しいお前がそれ程困つても正直な勞働によりて十錢の金を得やうと云ふ、其考へは誠に氣高い私は今ふたら其車夫が否んで受けない、私の家内も出て來て車屋に頼んで受けて貰つた、ところが其車屋が私の家の窓の光りから見へる限り三度も四度も振返つて聽々云つて歸りました。其車屋は下谷の方の貧民窟で其後折々會ひますが非常にそれを德として其三十錢は別物にして其翌日から十錢の賃代を足して妻の車挽きに代つて今境遇を作り易ひて居る。私は其車夫に會つてよい學問をしました。私

は乏人と雖もそれ程に困つて居ると思はなかつたに如何にも困つて居ることが分つた其事を感じた時に私は十五圓の金を深く感じました。何んでも世の中のことは廣く研究して見ることが必要である。さうして私共が足らない所がないやうに隅々まで物をよく辨へることが出來た時に世の中の人に思ひやりが出來る。人を澤山扱つて居る方の御從事なさる其人間社會に就てなるべく深く廣く御研究になつてそれ等の人に對する、強い思やりの心を持たれるやうに心掛けられることは人を扱つて行く仕事を立派に大成する所以の道であらうと思ひます。甚だなつかしい話を申上げて濟みませぬが折角の招きでありましたから平素思つて居る所を申上げました。

○臺灣監獄視察談（承前）

監獄事務官　眞木喬君

それから監獄は臺北、臺中、臺南の三監獄共に新築でございまして、三十二年度から三十六年度の間に繼續事業として建築されたのであります。其費用が臺北が三十二萬圓、臺中が十八萬圓、臺南が三十萬圓、合計八十萬圓であります。現在支監が一ヶ所宜蘭にございます。宜蘭へは私は參りませぬから如何なる狀態かはお話が出來ませぬ。新竹と嘉義に支監がございましたが、行政整理の結果昨年の十月に廢されましたが、嘉義にはまだ舊支監の建物が存在して居るといふことでありました、それで嘉義は臺南に參る沿道に在りますから臺南に出張する途次立寄つて見ましたが、是又小規模なから新築でございまして、相當に出來て居ります。勿論空屋でありますから、所謂孤城落日の感が致しましたが、何しろ私は惜いものであると考へました。是は事情已むを得ぬことではございましたらうが、斯ういふ監獄を再び起すには金がかゝるが、今日此儘或特種の事に利用したら非常に行刑上利益を得ると考へたので愛惜の念に堪へなかつたのであります。本監の三監獄を新築されましたのは皆新式に依つて出來て居ります。聞く所に依れば司法省の山下營繕課長が曾て囑托を受けて、臺灣に行つて配置等の計畫をされたといふことでありますが、臺灣の監獄は建物の配置構造の實體總て宜さを得て居る就中臺北の監獄は餘ほどよく出來て居ります。臺北は石造、臺中臺南は煉瓦造であります。形ちは

少しつゝ異つて居ります。臺北のは扇面形と申して宜しうございませうか、矢張翼がズット出て居りますので、其脇へ工場が附設してあるのであります。私が此三監獄へ參つて段々視察を致して考へた實に敬服に堪へぬと考へるのであります。何故となれば今日まで之を延期して置きまして、今日建築しやうと致しましたならば、費用も無論是だけでは濟みますまいし、他に急施を要する種々の着手へき事業が澤山あり之に伴ふへき經費は多額であります、又有限の經費を以て無限の事業に充當せんとするには緩急取捨を圖る上に餘程面倒である。左なくとも監獄の仕事は後廻しにされる恐れがあるのであるから今日では迚も此改築に着手することは出來ないでありませうが、早く此事業を決行されたのは大英斷であると申して宜いと思ひます。當時他の事業も多くあつたらうが他の工事を措いてもれが爲に今日行刑上の成績に見るへきものがあるのも此監獄の建物の完備して居るのが餘程助けて居るので眞の行刑は此建築に因つて其基礎を爲して居るといふて宜いと思ひます。又臺北の監獄は比較的金が廉く出來て居るのは臺北の城壁を壞はした石を總て監獄へ貰受けてそれで拵へたので廉く出來上かつたのである。故に立派でもあり且つ一つには歷史的の關係を有することになりまして、大に昔を偲ぶ一の手段にもなる譯であります。恰も「ツラファーガル」海戰にネルソンが使用したと稱する艦船を紀念物として英國テームス河畔に繫留して幼年囚の收容に供すると同樣の趣味があると思ひます。尙大體の建築の模樣を見ると、臺北は第一にあつて、臺南が其次で、臺中が一番不充分であらうかと思はれる。それはなぜかといへば、臺中が一番早く着手されて臺北が最後に着手されたらしい。それで先きの例に鑑み利害關係を考へて按排するので臺北が最も構造の宜きを得たのでありましやう唯惜むらくは、今日から見ると獨居房の數が少ないのである。之は費用の關係上已むことを得ざりし

に因ることであつたらうと思ひますが、今日新法令の規定を充實せしめむとするならば獨居監房が尚多くあつたならばといふのが朧を得て獨を望む考でございますが、さういふ感じを起しました

尚ほ茲で監獄の敷地なり建物の大要を申上げますれば此臺北監獄は敷地が五萬八千九十七坪餘、其内構内の敷地が二萬千坪、建物の坪數が四千二百八十一坪餘ありして其内監房の坪數が千五百廿四坪、工場が千五十四坪で監房の數は三百三でございます。工場は八棟、棟と申してはチヨット工合が悪いが各翼の翼端へズツト工場が出來て居ります。臺中の監獄は構内坪數が九千九十坪、建坪が二千六百七十九坪、内監房が千二百卅四坪餘、工場が五百六十四坪餘でございます。臺中のは少し四人監は配置が違つて居りますが、丁度太の字の頭の無いやうな型ちで一翼あつて、眞ン中から南方へ擴つて、拘置監の方は普通の扇面型に出來て居ります。此監獄は監房の數は多くありまして、三百九十一房あります。さうして四翼になつて居つて、二翼には工場が附いて居るが他の二翼には工場はないから其二翼の者を工場へ出すには他の翼を通すか外へ出さなければならぬので是は不便である。それから下は漆喰敲きで其上に俎の形ちのやうな大きな板が敷いてある。それが四疊半位の大さで二つ枕が打つてある。それを毎日除けて掃除するので餘ほど不便であるさうであります。どうしたらよからうかといふ相談もありましたが、其板を上げて掃除する毎に壁を壞はすのでありますから、最初に計畫したら脇へ釣上げる方法でも出來ませうが、今日では如何とも仕樣がないのであります。臺南の監獄は敷地總坪が一萬八千廿五坪餘構内が一萬五千四百九十六坪、建坪總數三千四十坪餘、監房の總坪千四百八十四坪、工場が七百卅八坪で四人監が扇面形で五翼になつて居る、監房は拘置監及男女監ともで三百廿二房ある、工場は各翼端に附設されて居ります。此所は雜居房の廣さは二坪二合五勺乃至三坪位で餘ほど能く出來て居ります。右申す如く監獄の事業に金をかけて手を盡して居る位でありますから臺灣の事物は總て發達して居ると云ふ事は推測が出來ましやう

在監者は内地と同樣に現在人員は新法の施行後殖へて居ります。昨年十月末日現在で申せば各監獄總計で三千三百八十三人でございます。其内三百九十一人が刑事被告人、二千九百六十九人が受刑者、二十三人が勞役場留置人及懲治人でありまして。さて其前年四十一年十月末日現在が三千六十二人、内二百六人刑事被告人、二千八百卅六人受刑者、廿人が勞役場留置人懲治人でありますから、之を對照致しますと四十二年十月末日現在が總數に於て三百二十一人殖へて居ります。それから私が出張致した當日の各監獄に居つた現在員は臺北監獄では總員千三百二十五人、内刑事被告人百六十四人、受刑者千百四十五人、勞役場留置者十二人、懲治人四人、臺中監獄は總員七百四十六人、内刑事被告人百一人、受刑者六百四十人勞役場留置者五人、臺南監獄は總員千百九十五人で内刑事被告人百十五人、受刑者千七十八人、勞役場留置者一人、懲治人一人、斯ういふことになつて居りまして、此三監獄の總計が三千二百六十六人になりますが、其内で内地人は僅かに二百三十二人はかでございませぬ。故に内地人は總員の一割弱の割合で極く少數でございまして、臺灣監獄の在監人は臺灣本島人が九分を占めて居る譯であります。是は現在員に就ての比較であります。

それから新刑事令の施行前後一年間の新受刑者並に刑事被告人の員數を見ますると、刑事令施行後一年間の刑事被告人が四千四百四人、新受刑者が三千九百六十人でありまして。然るに施行前一ケ年の刑事被告人の入監數を見ると五千四百十七人、受刑者は四千九百十三人となつて居りますから、入監者から見れば新刑事令發布後の方が減つて居ります。其減つて居る數は刑事被告人千十三人減つて居り、受刑者九百五十三人減つて居るので合計で千九百六十六人減少して居ることになります。此新受刑者の減少して居るといふ事實も内地の監獄狀態と似て居りますが、單り刑事被告人の入監者の減つて居ることは内地と趣を異にして居る。此刑事被告人の減少して居る理由は能く分りませぬ、彼地で其向の人にも聞いて見ましたが、詳かなる調査が出來て居りませぬから、先づ分らぬと申上げて宜し

うございます。然るに滯獄日數は增加して居る。矢張素行調査とかいろ〳〵の關係の爲に審理が後れます其結果で滯獄日數が增すのでありましやう、施行前は一人平均十七日であつたが、施行後は二十二日であるから一人平均五日の增になつて居ります。是も制度こそ違ふが內地の狀況と同じことになつて居ります。

それから新受刑者中の罪名を調査して見まするに、刑事令の施行前に比しまして減少して居る重なるものは窃盜で五十三人減つて居る。賭博、富籤は六十六人減つて居る。阿片令違犯の者四十五人、印紙僞造で三十二人、是などが重なる減少であります。それから增加して居る罪名は、詐欺、脅喝及び橫領が六十三人、贓物に關する罪が三十二人、文書有價證券僞造七十五人、之れが刑事令施行前より增加せる重なるものであつて、是も矢張り內地と趣を同うして居る。それから罪名の中でも內地にないものがあります。それは土匪刑罰令といふものがございます。土匪を處分致しまするに此刑罰令に依つて處分せられたものの數が餘ほど多いのであります。私が出張致した時の現在數は五百九十四人でございまして、其最も多數を拘禁して居る監獄は臺中監獄でございます。臺中監獄には受刑者現在六百四十人の中で二百三十四人は土匪刑罰令の違犯者でございます。又內地と趣を異にして罪名の多數を占めて居るのは强盜であります。是は土匪刑罰令を發布される前は土匪の處分される者は總て强盜を以て處分されたさうでありますから、强盜罪が多くなつて居るのであります。其强盜罪の現在が總數四百六人ありまして、各監獄共百人以上拘禁して居る。內地で普通に稱ふる强盜ならば一監獄に百人以上拘禁して居る所はありは致しませぬ。それに續いて比較的多いのは傷害並に殺人罪であります。此傷害罪の總員は二百十二人あつて、殺人罪は二百十八人でございますが、是は內地と少しく趣が異つて居ります。臺灣人は多く短氣ださうであります。動もすると毆打をするといふことがあつて、それが爲に毆打創傷とか毆打致死といふ犯罪事件を釀して處分を受ける。それで自然傷害罪とか殺人

罪が多くなる譯でありまして、臺灣では御承知の「マラリヤ」が流行し猖獗を極めるが、臺灣人は敢て之を意としないで自然に任せて快復を待つて居る。それで屢々「マラリヤ」に罹る。其爲には脾臟が擴大するさうであります。それ故にチヨツト其患者へ觸つても直ぐ死する。動もすれば打倒れた時にチヨツト肝臟を打つても直ぐ死ぬことがあるさうでありますから、殺ろす氣でなくても、動ともすると喧嘩でもすれば一方の相手方が死ぬ。是が其事實が明かになれば過失殺傷で宥恕されることもありませうが、さうでございませぬと殺人罪に問はれる。其爲に殺人は犯罪としては重いやうであるが、極く輕くて二年三年といふ者が澤山ある。それは餘ほど事情を酌量されて居るさうである。身體の關係上さういふ事實が生するので餘ほど情狀を酌量して刑を輕くしてある事實ださうであります。之に反して內地に多くして向ふに少ないのは放火、嬰兒壓殺、賭博犯であります。賭博は實際行はれるさうでありますが、檢擧がない爲ですか處刑者が少ない。是は內地と趣が變つて居ります。

それから監獄に於ける給與に關しての概略をお話致しますが、被服臥具に就ては別に內地と異なることはありませぬ。昨だ臺灣では布團を用ひませぬ。毛布を與へて居ります。是は氣候の然らしむる所でありませう。爲に監房內の始末が極めてよいのです。多く五枚ださうですが、典獄の手心で四枚にも三枚にもされる。隨つて監房內の整理もよく付いて居ります。唯雜具で殖へて居るのは前申上げたやうに髮尾と足布であります。

食料はあちらの方が良好であると申してよい。其一例を申せば在監人が出監の際には體量が概して增加して居ることに承つたが、是は外部の生活上よりは却て監獄の食物の方が宜しいのではあるまいかといふ考を持つのであります。外部の食料と精密に調査致しませぬから分りませぬが、蓋しそこに基いて居るのではないかと思ひます。是は前申上げる通り八分が米で二分が甘藷でありますから餘ほど內地の監獄より割合が宜しいと思ひます。內地でも若し經濟が許したならば米麥各五分位になつて

も宜いのではないか、それが奢侈といふ譯でもございますまいし、衛生上宜しくて經濟の點に於ても大差ないであろうと思ひます。米のことに就て一應御參考に申したいと思ふのは臺灣米であります。臺灣米は臺北の監獄で近く買入れたのを聞きましたら一石が七圓二十八錢であつたさうであります。內地へ歸りまして下關で聞いたら內地のは八圓五六十錢位であるといふことであります。實は私共餘り今まで氣が付きませぬで居りましたが、內地の監獄でも外國米を用ふるのでありますが、必ずしも遠く外國米を仰がなくても臺灣米を用ひたならばよくはないかと思ふ。但し臺灣米は脂肪が少ないのでチョット味がない。併し粒が小さいから果して殖へる殖へぬといふ點は研究して參りませぬかつたが、粒の小さい所を見れば殖へると思ふ。臭氣はございませぬ。臺灣米でも第一期米はよいが第二期米は惡いさうであります。今尙ほ改良することに注意されて居つて追々改良を致すでありませうが、現に私が出張した時に臺灣に參れば臺灣米より外ないので、宿屋の容膳にも上等の臺灣米を供します食つた所ではモサ〳〵して食ひ心地はよいとは申されないが、脂肪が少ないが爲に私の如き腸胃の惡い者には却て宜いさうであります　食ひ慣れた人は臺灣米の方がよいといふて、彼地の官吏は純粹の日本米は使はないさうであります。強いて脂肪が少くて工合が惡いといへばですが、麥を買ふより廉いのでありますから、內地の監獄に於ても一つ御研究になつて安くてよいものならば一層利益をするであらうと思ひますから、それが營養分も不足であるとかいふことであれば多少分量を殖やしても利益と思ふ。臺灣では年に四百萬石收獲があるさうでありますが、三百萬石は臺灣で使用して百萬石は常に內地の方に輸出することになつて居るさうでありますから、監獄で使ふ米を全部臺灣米に仰いでもまだ〳〵餘りあるやうであります。私は下關の分監にも神戸の典獄にも一つ之を試驗して見たらよからうと話して置きましたが、各監獄でも米の關係に就ては隨分御困難のやうでありますから御參考に申上けて置きます。

それから作業のことを申上けますが、臺灣の作業は先づ臺灣監獄の獄務中一番發達して居ると申してよいでございませう。無論內地の作業に比すれば發達して居ることは申すに及ばす且つ整理して居つて成績は佳良である。蓋し作業の發達を期する上に就ては、當局者が全力を擧げて奬勵したのでありまして、其結果今日の成績を呈して居るのであります。作業の種類は無論監獄に依つて異つて居りますが、併し各監獄共に施設して居る中で盛んなものは林投工で、臺灣帽或は煙草入其他種々の物が出來る。それから指物、藤細工で立派の物が出來ます。其他臺北監獄の洋裁縫工はなか〳〵盛んにやつて居ります。同監獄には繩綯、麻裏、草履、竹工をもやつて居る。臺中監獄では麻紡、臺南監獄では燒瓦工に多數の囚徒を使つて居る。其他種類は澤山ございますが、それは小規模でございます。製品で見るべきものは林投帽で之を名つけて淡水帽と申します。それは故兒玉大將が命名されたのであるさうであります。又指物などはナカ〳〵立派な物が出來ます。藤細工竹細工なども餘程精巧の物が出來て居ります。其樣な仕事に從事して居るのは多くは臺灣人であつて、皆入監前には知らなかつたのであるが、入監後に覺へてそれに熟練したものでございまして、殊に指物工などに就ては臺灣には材料の立派な物がございます。樟木とか檜とかいろ〳〵珍敷材料があつて製品も立派の物が出來ます。又代價も隨分高い物があるので、比較的臺灣の監獄では粗製品は少ないのである。是は著しき事實であつて、私は大に見るべきものであると感して歸つたのであります。嗜だ數量さへ充たせばよいといふことが或は內地監獄の弊風になつて居りはせぬかと思ふが、臺灣では良い品物を製作して高く賣ることが主義になつて居りますから製品が良いのであります。四人も晉勵されて興味を有つて良い物を造るので自然臺灣監獄の製品は外部では信用を博して居ります。監獄の製品といへば人が信して之を買入れる。內地の監獄製品の如く使へば忽ち壞はれるとか漆が剝けるといふやうな物は少ないのであります。私が滯在中典獄會議がありましたがいつも典獄會議の際には常例になつて居るようであ

りますが、其機會を利用して各監獄から臺北へ製品を集めて或建物を借りまして、陳列して販賣するのであります。今度は臺灣倶樂部でやりました。販賣すると同時に其品物の品評を世人に求めるのであります。無論是は縱覽を許しますが、其品評に依つて大に將來の參考に供する手段にもして居る。其際臺北へ集めました品物が八百餘ございました。洋服、簞笥のやうな大きい物もあり細かい物もあり私共はそれが陳列されてまだ一般公衆に見せない前に行つたので、先づ總督の展覽に供して翌日から開放して一般に見せるのであるが、宛然勸工場に到りたるか如く製品の立派なのには驚きました。二三日にして忽ち之を賣拂つた有樣で、後から來た人は其品を買ふことが出來ませぬから尚ほ注文して行くといふことで、其時の賣揚高が三千五百圓餘であります。此の如きことは監獄の製品を他へ紹介する一の手段として行はれて居るので、內地ではソンナ事は、今日出來まいと思ひますが、製品を陳列して公衆に品評を求めることになつて居る爲か粗製品を拵へない總合小なる價のない品物でも念を入れて居るのであります。私は臺灣監獄の製品を見て心私かに恥入つたのであります。內地の監獄の製品は兎角粗惡である。なぜ粗惡であるかといふと、それだけの奬勵法もございませぬが、唯だ數量さへ充たせば宜しいといふことが本位になつて居る爲に品物の出來不出來には敢て注意をしない。注意をすることがあるにしても行屆かない、又それだけの手數をする餘地がないのではないかと思ふ。此やり方は甚だ監獄作業の信用にも關することでありますから、どうか矯正したいといふことは是までも常に考へたことで其向の人々にも注意して居つたので、是非監獄の製品は檢査掛を設けて其出來不出來を檢査して不出來の物に對しては因人に注意をするといふことで誘導しなければ、監獄で作業に從事せしめて勞動の念を養成することは或は目的を達するかも知れませぬが何んでも間に合せにやれはよいといふ惡習慣に陷らしむるは遺憾である。是では受刑者を修業せしめて感化改良をするの意思に反するであらうといふことを考へて、豫て勸告して居つたことであります。臺灣監獄の作業

の狀態を見て尙ほ其感を深くしたので特に此機會を利用して諸君と共に此事の研究に從事したいといふことを大聲疾呼する次第でございます。

前申す如く作業の價値信用を維持する事柄は唯單に收入を增すとかいふ利益を計るが目的ではあるまいと思ふ。それが爲には自然囚人が間に合せでは成功しないことを自覺して興味を持ち隨つて素品の濫用も減つて來ることになると思ふ。で行刑の目的を達する手段と申して差支ないのであります。臺灣の監獄で修業しまして其業に熟して今現に監獄を出て臺北市街で立派にやつて居るのは洋裁縫で城崎と申す者でありますが、監獄で覺へて出て其業を以て生計することになりました。それが今日では立派のものになつて臺北否臺灣での一等の洋服屋で職工の六十人も使つてやつて居ります。其他六七人著名な者が大工にも淡水輔製造者にもございます。或向では餘り監獄は作業の奬勵を加へて立派なる物を拵らへる爲に彼等が出獄後さういふ立派の物ばかりで生計を立てることは出來ないからもう少し適當の作業を撰擇してそれに精熟させたらよからうといふ人もございます。それも一理なきにあらずでありますが、併ながらナカ〳〵さういふ中庸を得てやることはむつかしいのであります。若しさういふ方針を執りましたならば、却て作業上の成績を擧げ得る途かも知れぬと思ふ。寧ろ樂になる方は人の傾き易いものであります。マア臺灣監獄の作業は私として考へれば今日の狀態を存續する方が却て行刑の目的を達するに宜からう。隨つて經濟上の關係からも利益であらうと信する次第でございます。或はお聽きの方は斯うお考になるかも知れぬ。臺灣には在監人は少ないのである。監獄は少ないのである。どうでも出來るのである。內地の監獄は人數が多い大監獄である。ナカ〳〵さう理窟責にはいかぬとお考になる方も或はなきにしもあらずと思ひますが、前申上げた如く現に私が參つた時の現在員は臺北で千三百人、臺南でも千二百人も居り、臺中は小なりと雖も七百人から居るので決して小監獄とは申されぬ。其監獄で相當の成績を擧げることが出來るならば內地の監獄でも等しく出

來るのであります。況んや言語の通じない者を誘導して行くのでありますから餘ほど困難が強いに拘らず充分の成績を擧げ得て居るのは畢竟當局者の奮勵努力の結果と思ふ。要は努めるにあるので拋棄すれば何事も出來ないのであつて、やらうと思へば存外出來るものであると思ふ。それのみならず工場の靜肅、清潔、素品、製品、器具、器械の整頓等學ぶべきものが少からぬのであります。所謂他山の石以て吾が璧を磨くべしで、どうか內地の作業上に就きましても分家と申すべき臺灣に劣らないやうに進捗を圖りたいと考へて居ります。

尙ほ玆に收入の一班を申上げますれば、昨年四月から十月までの收入金額は臺北で三万六千五百四十三圓八十九錢で就業者一人一日平均十六錢七厘餘、臺中で一万五千八百四十五圓五十一錢で就業者一人一日平均十三錢六厘餘、臺南では二万六千五百二十七圓六十三錢で就業者一人一日平均十六錢八厘餘になつて居ります。之を合計して七万八千九百十七圓三錢で、就業者一人一日平均十六錢一厘になるので、最少額の臺中にして尙ほ十三錢六厘餘の收入でございまして、內地の監獄よりは製品の良い物が出來るので自然收入も多いのであります。內地の監獄は私は必ずしも臺灣のやうな精巧なる品物を造らうといふ考は持ちませぬが、相當の品物を造ることに注意せねばならぬと思ひますので、特に其點に就ては諸君と共に是より研究致したいと思ふ。

序に玆に內地の最近の作業狀態を申上げて置きますが、昨年四月から六月の狀態を申しますれば內地の監獄の工錢は近くなるほど段々減つて來て居ります。假に七月から九月までの三ヶ月分を見ると二十九万六千七百五十七圓で一人當が八錢二厘一五になつて居る。四月から六月までの三ヶ月分は三十九万七千六十五圓餘で一人當が九錢五厘四八になつて居ります。之を比較して見ますと四月から六月までよりも七月から九月までの方が減つて居る。又之を前年の七月から九月までの分に比較して見ると前年の七月から九月までの分が三十五萬六千六十八圓餘、一人當が九錢九厘餘になつて居る。之を比較すると總計で五萬九千三百十圓餘減じ、一人當で一錢七厘餘減つて居る。斯ういふやうに段々退歩して居る形ちであります。是には種々の事情もありませう。商工業不振の結果から工錢を減しなければならぬことになつたことや又一面には在監人增加の爲に相當の作業に就けることが出來ないで輕易の業に多數を使役する爲に一人當が減つたとか種々の事情もありませうから必ずしも當局者の施設宜きを得ない結果ではございますまいが、併し現狀甚だ面白くないから是非作業の撰擇に注意することは固よりでありますが、前申上げた通り四人の使役上に就ても注意しまして、作業上の成績を擧げることは御注意を煩はしたく考へるのであります。尙はお話すべき事項は澤山ありますが時間がありませぬから後とは雜誌上で御紹介致すことにして是で終ります。（完）

寄書

○監獄衞生雜感　（其十一）

金澤　石崎貨藥生

（一〇五）ムプ毒を用ひたるムフ氏 Much 精神病者の血液に於ける反應 Psychoreaktion は「コブラ」蛇毒を以てせし者なりと雖吾國に於ては吳三宅博士は「ハブ」毒を以て之に代ふることゝせり其原理は（一）洗ひたる人血球は「コブラ」蛇毒の爲め溶解さる（二）此「コブラ」蛇毒に人血清を加ふるも其人血球溶解は決して妨げらるゝことなし只（三）躁鬱病及ひ早發性癡呆患者の血清を加ふるときは其血液溶解作用は制止せらるものなりと而してムフ氏は實驗の結果、早發性癡呆及ひ躁鬱病の二者の血清には本反應陽性なることを確めたり水津氏は「ハブ」蛇毒を以てし巢鴨病院患者に實驗したる成績左の如し

	陽性	陰性
早發性癡呆	一四	五
九		

其他の精神病に付ては凡て陰性なりとす

近來 Kirgsle 及び Hans Gehlmeyer 氏等は早發性癡呆及び躁鬱病に特殊のものにあらず從て鑑別の價値なしと云ひ

	緊張病	陽性	陰性
一、	急性	一二	一〇
二、	忘想性末期	九	八
三、	末期狀態（緊）	一四	一九
四、	遲鈍性癡呆	一三	一〇
五、	興奮後寬解	一	〇
	躁鬱病	陽性	陰性
一、	躁病性興奮狀態	一	一一
二、	抑鬱性狀態	一	一〇
三、	混合狀態	二	三

之を要するにムフ反應は其依つて來る理由未だ不明にして且其價値も尙ほ之か研究に俟つこと大なり三宅博士は本反應を精神病鑑定に應用して以て被告の精神病者なることを確定せられたり監獄に於ても本反應を利用するの必要多くあるべし

（一〇六）文明と精神病との關係は又都鄙と精神病との關係により知らるべし即ち伯林の在院患者數と人口との比は州即ち地方に於ける夫よりも二乃至四陪大にして殊に麻痺性癡呆者の數は二乃至四陪又は其以上も多きことを認めらる

又現在野蠻國民に精神病者の數少きことは世界漫遊者又は見學者によりて多く認めらるゝ事實とす伊太利殖民地 Erythrua には人口五萬人に一人の比例なりと云ふ

文明により精神病の多くなるは酒精と黴毒が其二大原因なり文明の地及び都市に精神病者の多きに畢竟此等に原因すること自ら明瞭なるべし實に酒精並びに黴毒の人體に及ぼす害は單に其個人に止まらずして其子孫までにも及ひ其結果其子孫の生存能力、身體及精神の健康を害すること明かにして低格者、癲癇者、精神病的氣質者、犯罪者、賣笑婦、浮浪者の多くは中酒者又は黴毒者の子孫に多きに鑑みれば其害や實に恐るべきものなり（Krapelin）

（一〇七）種痘法及同施行規則　本年一月一日より施行さる時期は定期臨時の二期にもて定期は出生より翌年六月に至る間に行ふ之れ第一期種痘及數へ歳十歳に於て行ふ第二期種痘なりとす次に第一期第二期の種痘に稱す未成年者をして種痘を受けしむるの義務を負ふものは其保護者なり故に監獄に於ては典獄若くは分監長其責任を負ふものなりとす種痘施行は毎年三月より六月に至る間を以て其期日となすべし而して種痘證は監獄に於て本人に交付すべき者なるべし監獄醫は種痘證を作るべく之により市町村長は戸籍簿に記入すべし保護者にして義務を履行せさる場合には科料に處せらるべし十日以内に種痘完了の旨を市町村長に届出でさるときは十圓以下の科料に處せらる

（一〇八）粗食主義と練體力行　近來浮薄奢侈の爲に國民の墮落、甚しく淫靡亂行、花柳病蔓延、犯罪增加となる彼の尾張宗春公の家訓に大食、大酒、淫亂我儘に暮らせしものは身を失ひ家を傷る第一、云々徳川家康の或人に與へたる書面に食味も美味計り給候てうまきものに非ず平日の食物隨分輕咏のもの宜しく候云々又た寛永二十年三月布達、士民仕置條例に曰く百姓たる者は常に雜穀を食むべし濫りに米を食むことを得ずと又た武者物語には北條氏康公御前にて嫡子氏政公御食の御相伴なさゝる時

氏康公御覽ありて御涙を流し玉ふ樣は北條の家は我一代にて終りぬるとの仰也只今民政が食を用ひるを見るに一飯に汁兩度かけて食するなり凡そ人間は貴も賤も一日兩度づゝの食なれは之を煖煉せずと云ふことなし一飯に汁を掛くる積りを覺えずして足らざることて重ねて掛くるは無器用なり云々又加藤清正の七ヶ條法令に曰く食は黑米たるべしと兎も角當時は美食過る粗食は强健を作るの源である昔の武士は貧乏して甘いものも碌に食へぬ、美なる服も着れぬと云ふ克己心の自然に壓迫せられてあつたのが即ち國體の精華を發揮せしむる淵源となつたのである監獄も亦た在監者の衛生を矢釜しく云へて自然に虛弱者を作るの弊に陷いらぬ樣注意したき者なり

（一〇九）酒客收養所　酒客か犯罪に陷いり易きことは喋々を要せず昨年十月廿六日伯林に開催されし酒客收容所設立中央委員會は普魯西國上院議長フォン、ストラウス博士を會議長となし其準則を議決せり以て各地方に調査委員を置き酒客に酒精飮料を禁避するの生活法を取らしむる爲に醫師に診療若くは訓戒を受け得べき便宜を與へ酒病の爲治產不能となりし者を法律上の禁治產者となし得る法律を設くるの準備をなし酒客を既設の收容所に入らしむる便宜を計り前記諸項の實行に付種々の材料を蒐集するにありと云ふ

（一一〇）伊太利にありては從來精神病學を空理的に研究するを常となせしがロンブロソー博士は專ら病理解剖的に又人類學的に研究し猶は犯罪者の身體殊に頭腦及び顏貌に主きを置きて研究の步を進めたり狂人と犯人とをば人類學的に研究してその人類學を創立せんと企てしが一八七〇年にはペソローの癲狂院長となりてその地の監獄につきて罪人の研究を重ねたり一八七八年チューリン太學に入り始め諸醫學を講じ後には精神病學をも擔任することゝなれり博士は毎年二百人の犯罪人に付觀察せり後ち Lnomo Delinquente を著し罪人の研究は各個人的にするを要すと云ふにあり博士は三百八十個の頭顏と其他身心の徵候、言語、文字の狀態等を研究したる結果、罪人の四〇％以上は罪人徵候なるものあり殊に頭部の異常にして罪人に於ける大腦發育は普通のものと選を異にせりと云ふに在りその要點は左の如し

一、額の狹少　二、額と顏との角度狹し
三、顏骨銳　四、後部中央高あり
五、顏骨突起大なり　六、前頭竇の過大
七、眉弓の强大　八、內前頭骨の過高
九、顏顱楠の强大　十、後頭隆起の過大

ロ博士は犯罪人は下等人種に近きものにして精神病者より寧ろ低さが如しと云へり氏はその他種々の頭腦につきて夫々の特徵を摘擧せし殊に犯罪者の身體殊に腦髓と行爲との關係を論じたり而して氏は犯罪者を分類して左の如くせり

常習的犯罪、機會的犯罪、感動的犯罪、生來的犯罪これなり

ガーレン氏は犯罪は先天性に來ると云ひデスパン氏は犯人の心理を研究して犯罪人は概ね倦惰、輕率感情鈍、智力不十分なりとせり

モーレルは變質論を書きし人なるか同氏は犯罪人を變性なりとしブリッチャー氏は人種人類學を著したる人なるか常習犯罪者には特型あり即ち生來の素因あるものとせり

タムソン、ニコルソン氏等は遺傳的關係を調査して竊盜、詐欺者の精神狀態を研究し痴愚者と同樣の變化ありとせり

犯罪人のうちにも殺人、放火、竊盜、猥褻等何れも特徵あり

人類はこれ皆遺傳によるものにして人の身體が變性して而して犯罪するに至るなり或ものは歷史前の人或ものは野蠻人或ものは猿猴類にも似たりこれ人間が動物的生活を營みし時代の狀態を持して生じ

たるものなり、されば犯罪は先天的にして精神身體の特徴はそのものに於て證するを得べし即ち犯罪人は犯罪の定型を有すと云ふがロ博士の主張する所なり、ロ博士は罪人の四〇％にありて特徴を認むと雖も同氏は普通の人に就きて調査したることなきが如し假令犯罪者の腦は變性せるとするもこれが必ず犯罪者の原因となるとは斷ずる能はず斯くてロ博士の說に對して四方より論駁の矢は放たれたり即ちその材料に缺典ありと云ふが本にしてロ博士の所謂變質徵候のうちには取るべきものと然らざるものとあり犯罪的天然の標榜とは云ふ可らず、されば生來の犯罪人なるものありと云ふ說は實にロ說の世に出でたるに基づく

（一一一）犯罪の統計　は道德統計論の一部なり犯罪統計は性質の上より見ずして個人的に研究するものありロンブロソー氏の如き即ちこれなり今個人的に分類するときは先天的、習慣的、感情的、偶發的、犯罪狂の五となす犯罪の原因として研究を要すべきものは天然的、生物的、社會的の三者にして天然的とは天然が人類に及ぼす勢力即ち土地季節等、生物的とは解剖學上、生理學上、心理學上等の諸方面より研究し社會的とは國家組織、社會制度、經濟制度、道德狀態、家族關係等の如きあらゆる社會事情を總括せるものとす犯罪研究はこれを統計上より見るを便とす時代絕對數より言へば漸次增加の模樣あり然れども相對數より云へば寧ろ減少するものゝ如し開化我國の文化漸を追ふて進歩するにつれ增加の傾向ある犯罪あり體性男女の關係を見るに佛國にありては男子に於て女子の四倍なり日本にては女子の犯罪は男子の二割にも及ばず年齡重罪にありては二十乃至三十歲のものに多し輕罪も矢張り二十乃至三十歲のものに於てその多數を見る要するに二十乃至三十歲のものは人生に於ける犯罪の重心點と云ふも不可なし地方北海道最も多く東北地方之に次ぎ關東地方四國之に次ぎ最も少きは北陸地方なり教育公益に關する罪は文字を知れる人多く身體及び財產に關する罪は共に文字を知れる人に較々多し季節夏は身體に關する罪多く冬は財產に關する罪多し經濟米價の騰貴の年は多しフオン、マイル博士は穀物騰貴すれば財產に關する犯罪多し都鄙田舍より都會に多し庶數一國民の犯罪の粘着力を見るには犯數を見るより善きはなし我邦にては重罪は初犯に八二、再犯に九を占め輕罪は初犯には六〇再犯に一八、三犯に一〇、四犯に五の比例なりとは明治三十一年より四十年に至る十個年間の統計を平均したるものなり

○武士道的修養の必要

市谷　山田忠正

日本は武士道を產むだ國であるから、吾々國民は悉く武士道の血族性である。如何に冷淡にしやうが、薄情にしやうが、武士道とは切つても切れぬ血族性をもつてゐる。業に血を分けた武士道性に成長したものであるから、今更めて武士道を言ふまでもない譯であるが、只或る一部の迷想家の爲めにいらぬ駄筆を費す次第である。

武士道の沿革や、實質や、或は實踐的解釋に至ては、學者が之れを學問的に說いたり實際的に說いたり、色々と鼓吹して居るから、こゝにはそんなことは必要もなし又言つた處で駄足に過ぎぬ故言はぬ積りだが、一般人士はどうも少し違つて考へて居る處があるやうに思ふから、其點のみを一言したい他ではないが、多くの人は武士道を一口にバンカラだと言つて了つて、恰も野蠻人を見るが如く、輕視し、中にはてんで顧みないものさへある。斯かる誤れる考へを持つて武士道を輕んぜられては、斯道の爲め大に嘆せざるを得ざる次第だと思ふ。成程武士道は舊弊時代チョン髷の魂に宿つた一種の道德であるからと言つて、何も昔のチョン髷の通りにせねばならぬと云ふ譯のものでない、而して武士道の精神はそんな偏狹なものでない、如何に時代が進歩しても、どんなに世の中が變つても、否進歩すればする丈け、變態すればする丈け、愈々益々武士道をば大極柱とせねばならぬものである。處が

此頃のなんでも新しいものを好む物好き連が、紳士道がどうで高襟思想はこんなものだとか言ツて我が武士道と比較研究をし、其結果武士道を蠻襟だ、いや舊弊だ、いや待臭い、と勝手に屁理屈を曰ひ解釋をたやすく下して、吾が特有の道德をけなしてゐる、誤想迷考、愚も又甚しくはあるまいか。自分は武士道の遺傳性であり、立派な特性を持ツて居りながら、是れを益々發輝して特長を表さんとも考へず、歐米的思想を無闇に羨望して、これを新時代の高襟思想と尊崇し染泌せんことを工風して居る。彼等は全く物質進歩の光明に眼暈んで、我が本來の特質をば霞の中に葬むられて了ツて、容易に見ることが出來ないのである。是れも彼れは彼れとして、我れは我れとして折哀主義を取る位ならばまだしもあれ、只蠻襟でやくに立たぬものとして踏みつぶして仕舞ふのは愚の極である、我が國體も、國民の地位も何も顧みぬものと言ツてよい、不孝であり不忠であり、日本國民の本質を失ツたものと言ツて差支なからふと思ふ。

全體武士道は蠻襟であるか、蠻襟とは何の意味であるか、若し嘲けりの言葉なれば武士道はそんなものでない、頗る高襟であると斷言する。而も此のハイカラは浮々薄々でない、意志が輪廓するヒステリ的のハイカラでない、櫻の花の如く美に、芳しく、而して實も骨もある高襟である、是れを古い時代に生れた一種偏癖的の思想道德だと思ふから間違ツてゐる、時代の一變した處のみを考へて、武士道の進歩發達した處を考へない。この麗しい花の如き思想道德は、世界何れの處にて見ることが出來やう、而も此の美的道德は我國人の偉大なる特長として、新時代の高襟思想として海外に誇るに足るのである、實に武士道は新時代の要求渴仰する文明的高襟思想、而して美的道德と言はねばならぬ。或る宗教家が我國には武士道てふ道德がある、日本人は是れを唯一の道德として居ればよい、武士道以外何等望む必要がない、實に武士道は完全無缺の一大道德である、宗教も入らぬ、信仰も入らぬと言ツて居る固守黨が大部武士道家の中にあるやうだが、それは大なる誤りである。武士道は如何に

完全でも無缺でも世界に類のない道德でも、信仰なきをどうしやうか、吾人々類は宇宙の或る一大勢力の爲めに厳せられて居るのだ、其靈的勢力に支配されて居るのだ、武士道がこうだと言ツて頑張ツても迚も及びつくものでない、茲に於て如何に武士道家でも宗教の必要を感するのである、信仰の尊きを感するのである。人力以外の偉大なる勢力、其靈的人格者にはどうしても服從せざるを得ぬ、是れに信賴する所謂信仰を持たねばならぬ、信仰てふかよわきものより大なる勇氣はない、此點を武士道家に深く考へて貰はねはならぬ。と言て居る、宗教家としての右の意見は至極適切だと思ふ、ここで吾々が考へて見るに、宗教と武士道とはどうしても調和を計らねはならぬ、否佛教の力によつて武士道が發達した處から見て已に調和してあるのである、が、我國體としては宗教にばかり一任して置く譯には行かぬ。廣大なる宗教こそ完全であらふが、今世紀や來世紀に於てはまだ宗教のみの力では國體の維持は六つかしいと思ふ、矢張り武士道と一致して國民の元氣を維持せねばならぬ、益々盛んならしめねばならぬ、故に吾々は益々佛教の盛んならんことを欲する、基督教の旺盛を切望する、宗教と握手して倶に國勢增進策を取りたい、であるから宗教家にして武士道を偏するも、武士道家にして宗教を偏するも、それはどちらもよくない、相調和すべきものである決して蠻襟などゝ蔑視すべきものでないのである。吾人は此點に就て一部の人は誤解を抱いて居ると感じたから以上駄筆を加へたのである。讀者の諒恕を乞ふ。

統計

明治四十二年十二月末日現在在監人員表（△ハ減）

	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	前年比較
刑事被告人	六、七九六	三五一	七、一四七	八、一五四	六、〇一七	△	一、一三〇
受刑者	五九、八八三	三、七三七	六三、六二〇	六三、〇七五	四六、九六四		一六、六五六
勞役場留置者	八二六	一〇四	九三〇	九八四	三九四	△	五三六
懲治人	六二七	四〇	六六七	七四一	七四	△	六二〇
携帶兒	五〇	四三	九三	一〇四	一一		三五
監獄	六七、四八一	四、一六〇	七一、六四一	七二、〇〇〇	五三、六七三	△	三五九
監獄	六七、四八一	四、一六〇	七一、六四一	七二、〇〇〇	五三、六七三	△	三五九
警察署留置場	七〇一	一一五	八一六	一、〇五八	一、〇四七	△	二四二
計	六八、一八二	四、二七五	七二、四五七	七三、〇五八	五四、七二〇	△	一七、七三七

備考　本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

	男女	刑事被告人	受刑者	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	前月比較	減	前年比較
清國	男	八	四九	五七	五七	五、八二八	減	二、一四七		九四
	女									
韓國	同	一	一〇	一一	一一	九	△	三六	△	八
英吉利	同	一	四	五	四	三八	△	一六	△	八
佛蘭西	同	一		一	一	一		一		

	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	前月比較	減	前年比較	本月中ノ増減新受刑者	前月比較	減	前年比較
露西亞國			一	二	三								
伊太利同			一	一	一								
總計	男		二一	六六	七七								
	女												

明治四十二年十二月末日現在受刑者罪名表（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	前月比較	減	前年比較	本月中ノ増減新受刑者	前月比較	減	前年比較
竊盜	二七、三二三	一、四一五	二八、七三八	二八、五五七	二二、九一〇		一八一		五、八二八		二、一四七		九四
强盜	三、七一二	一一	三、七二三	三、七三九	三、七九〇	△	一六	△	六七		三六	△	八
賭博及ヒ富籤	五、二九二	二六二	五、五五四	五、三六〇	一、八〇八		一九四		三、七四六		八五四	△	二四
詐欺及ヒ恐喝	六、〇〇〇	二五三	六、二五三	五、九九九	三、四二五		二五四		二、八二八		七〇一		四七
僞造	二、三一五	八八	二、四〇三	二、二六四	四四二		一三九		一、九六一		三八〇		六
贓物ニ關スル罪	八七五	一二五	一、〇〇〇	九六八	五三四		三二		四六六		一三四	△	五
毀棄及ヒ隱匿	一五〇	四	一五四	一九二	一三五	△	八		一九		二〇		五
通貨僞造	六二〇	七	六二七	六五二	七〇五	△	二五	△	七八		九	△	二
文書、有價證券僞造	二、〇八七	六三	二、一五〇	二、〇八七	一、八四五		六三		三〇五		一八〇		五
印章僞造	五六六	六	五七二	五九三	五五八	△	二一		一四		二二		八
僞證及ヒ誣告	一六三	五	一六八	一五七	四二		一一		二二六		三八		五
瀆職	九〇	一	九一	八一	三八		九		五二		一二	△	一九
猥褻姦淫及ヒ重婚	三四九	三七	三八六	三七六	三一〇		一〇		七六		一九	△	五
傷害	二、八六二	三六	二、八九八	二、九四五	二、〇九九	△	四七		七九九		二五八	△	二一
殺人	二、八九六	三六	二、九三二	二、九八八	二、〇九九	△	四七		七九九		二五八	△	二一
嬰兒殺	八六	三〇四	三九〇	三九三	三四六	△	三		四四		一一		七

明治四十二年十二月末日現在在監人員監獄別表（△は減）

監獄名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合計
關東						
東京	一、五一六	九〇四	三三	一	三	二、四六六
市谷	一	五七三	一	一	一	五七三
巢鴨	一	二、九一六	一	一	一	二、九一六
横濱	一八八	一、六四三	三一	一八〇	三	二、〇四五
東區						
小管	一	一、三八九	一	一	一	一、三八九
長野	一四九	一、六一三	二三	一	一	一、八〇六
甲府	五二	九五四	一	一	一	一、〇二九
宇都宮	一二九	九七二	一	一	一	一、一一八
水戸	一四七	一、一八六	二六	一	五	一、三六四
千葉	一四五	一、四五一	二一	一	一	一、六一九
前橋	一四七	一、四〇九	二七	一	四	一、五八七
浦和	一二七	一、六四一	三	一三八	四	一、九一三
東海區						
名古屋	三三八	二、一九九	一一	一九	一	二、五七八
靜岡	五四	一、二五七	一五	一	一	一、三二七
岐阜	四四	八四一	二三	一	一	九〇九
長野	四六	一、一七二	二二	一	一	一、二四四
北陸區						
新潟	四六	四四二	五	一	二	五五八
福井	〇九	七二六	一	一	二	八一一
金澤	三四	一、〇〇二	二七	一	四	二、一二二
富山	一七	三二三	九	一	二	一、〇一七
東北區						
宮城	二八五	一、二三七	一四	一	五	一、七四一
福島	一五八	一、二一五	九	一	一	一、四二九
盛岡	四二	五五〇	二六	一	一	七八一
青森	八四	五七三	二三	一	一	一、一二二
山形	八九	一、〇〇二	二七	一	四	一、一二二
秋田	六六	九一三	三六	一	二	一、〇一七

統計

種別	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合計
逮捕及ヒ監禁	三六	五	四一	三四	二五	七	一六	四
賭博	四八	一一	一五九	一七五	五六△一六	一七△二五
公務執行妨害逃走、犯人藏匿及ヒ證迹湮滅	一三二	五	一三七	一二七	一〇一	三六	一一	一
騷擾	五二	一	五三	五〇	二七	二六	二八	二
放火	七五	一	七五	七七	七二△二	三	一	一
住居ヲ侵ス	一、九四〇	四六八	二、四一九	二、四二八△一一△	二〇	三六△三
暴取及ヒ誘拐	一四九	二	一五一	一四八	六〇△三	九一	三〇	六
陸海軍刑法	九一	二六	一一七	一〇三	三二	八五	一七	二
諸規則	一〇五	一	一〇五	一〇九	九六△四	九	一四△二
森林法	五七六	三	五七九	六一九	二六五△四〇	三一四	一一八△九
徵兵令	一八	一	一八	一四	一二 四	六	一〇 六
郵便及ヒ電信法	八七	一	八七	九〇	五六△三	三一	六△四
諸稅法	一	一	一	一	一	一	一	一
以上列記以外ノ刑法及ヒ諸規則違犯罪	一、一八八	二〇二	一、三九〇	一、五九〇	一、五八二△二〇〇△一二九	四、七八九	五七三
總計	五九、八八三	三、七三七	六三、六二〇	六三、〇七五	四六、九六四	五四五	一六、六五六	九、九六三	六四九

	西區								四國區			九州區			
	京都	大阪	堺	奈良	和歌山	神戸	岡山	廣島	山口	鳥取	松江	德島	高松	松山	高知	長崎	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩
一三七	一三	六六二	二二	二七	二五九	九二	二五六	五六	一五	三四	二二	七四	六〇	四四	二三一	一八五	七七	五一	九一	七九	六六	一	一二
一、七八六	三、一四九	四二四	七二四	六九六	二、四九七	一、五七〇	一、七六六	一、二三三	三七二	五二二	七二六	八八八	九八三	七六七	一、五九四	一、八五九	七二七	六四七	八七八	五八一	八八一	一、五八七	三五九
四七	一	四三	一七	一一	二	一六	一七	三	八	七	四六	三三	一一	四〇	九	一四	四	九	七	一	二八	一	二二
一〇	一	三	一	一	一四	一	一	一一	一	一	一	一一	一	七	一	一	一	二六	一	一	一	一	一
七	一	九	一	一	三	一	一	二	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、九八七	三、一六二	一、一四一	七七四	七三四	二、八七五	一、六七九	二、〇四一	一、三一三	三九五	五六三	七九四	九九七	一、〇五五	八五八	一、八三五	二、〇六〇	八〇八	七三四	九七六	六六二	九七九	一、六八七	三八三
																							七三九
																							一、九三九
																							一、三三八
																							七一七
																							一、三九九
																							七一、六四一
																							八一六
																							七二、四五七
																							六〇一
																							一七、七三七

	沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	鹿兒島	長崎	高知	松山	德島	松江	鳥取	山口	廣島	岡山	神戸	和歌山	奈良	堺	大阪	京都	
一二	一	六六	七九	九一	五一	七七	一八五	二三一	四四	六〇	七四	三四	一五	五六	二五六	九二	二五九	二七	二二	六六二	一三	一三七	總數
一、一三〇	一、六六五六	八八一	五八一	八七八	六四七	七二七	一、八五九	一、五九四	七六七	九八八三	八八八八	七二六	五二二	三七二	一、二三三	一、七六六	一、五七〇	二、四九七	六九六	四二四	三、一四九	一、七八六	人口
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	市部
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	郡部
三五九	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸數
五七六	一一	一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	寄留
一、六五六	一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	現在
一、三三八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	男
七一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	女
一、三七二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	人口
六二、九〇六	九二〇	一	一	一	二六	一	一	一	七	一一	一	一	一	二一	一	一	一四	一	一	一	一	一	戸數
七一四	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	寄留
六三、六二〇	九三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	現在
五四五	五四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	男
五三六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	女
一六、六五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	人口
一、一三〇	六六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸數
一、一三〇	六六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	寄留
誠（前年ニ比シ一、一三〇減）	増（前月ニ比シ△二、〇〇七増）	計	留置場	監獄	海道	網走	十勝	樺戸	札幌	函館	北海道	計	留置場	監獄									

救護事業

○茨城縣保護會事業報告

（自明治四十二年一月至同　年十二月）

當地保護會の義創業の際は多少縣下民間有志の助成も有之候處事は創設の際に止まり爾來は實本滿く發展致候條候折柄事業奬勵費の交付あり漸次經營上順境に趨き將來は鞏固の保護機關たるべきかと愚考仕候、昨年中は收容者も甚少く物足らぬ心地致候へ共此は畢竟監視制度廢止に伴ひ撰擇に注意せし結果にして敢て收容の輕易に關せしには無之其他は萬般好成績の方かと被存候詳細の狀況御別冊の資料に足るべきものは無之候へ共昨年の事務成績等左に報道致候（伊東生）

一明治四十二年中被保護人出入及年末現在員左の如し

在會直接保護を受くる者

前年より越人員	男	九　人
本年入會人員	男	三　人
計	男	十二人
本年退會人員	男	五　人
內		
自活の途を得て退會	男	三　人
無斷退會	男	二　人
差引		
四十二年末日現在人員	男	七　人

退會後間接保護に係る者

前年より越人員	男	六　人
本年新に保護人員	男	一　人
計	男	六　人
本年保護を解きたる者	男	一　人
差引		
四十二年末日現在人員	男	六　人

一本年度收容人員の寡數なるは明治四十一年十月以降改正刑法實施と同時に監視制度の廢止に伴ひ自然保護を好まざる者あると一は前年來の失敗に鑑み意志の薄弱なる未成年者の收容を愼重にしたるに因れり

被保護人の職業

一在會直接被保護人年末現在人員中の職業を擧くれば日雇、擦摩、提灯貼、等にして一日一人の收入金四十五錢乃至拾五錢の所得あるも未成年

者にして新開配達の傍ら提灯貼に從事する者一人ありて一個月の收入金參圓內外にして食費を償ふ能はさるに依り其半額を補助し來れり其他は何れも食費を償ひ尙ほ餘裕あり只不幸にして疾病に罹り勞働に從事する事能はさる者一人ありて所得少なく食費を救助しつゝある者あるも一時休業中に止まり永く補助を要せさる見込なり今職業の細別を揭くれば左の如し

水戶市役所雇掃除人夫	一	人
燐化工業雇人	一	人
擦摩業	一	人
提灯貼業新開配達	一	人
土工人夫	一	人
活版職工手傳	一	人
雜業日雇	一	人
附屬養豚事業		

一本業は前年總會に報告したるが如く兒豚の繁殖を專らとして長く飼育するは豚價の下落購買者減少等の場合に際し損失を招くの實例に鑑み本年は產兒豚の賣却を速にして飼育頭數を減し時宜に從ひ大豚を購入して豚肉の供給を圖りたる結果意外の好成績を得たり即ち本年間豚の賣却代の收入は金六百四拾貳圓九拾五錢養豚費の支出は金四百貳拾壹圓八拾九錢にして差引金貳百貳拾壹圓六錢の利益を得るに至れり今四十二年中の產豚購買賣却死亡及年末現在豚數を揭くれば左の如し

前年より越數	參拾參頭
本年間購買數	拾六頭
產豚數	貳拾七頭
計	七拾六頭
本年間賣却數	五拾貳頭
本年間死亡數	六頭
計	五拾八頭
差引	
年末現在豚數	拾八頭

一各被保護人の所得及飮酒の概況並に被保護人貯蓄金人別等左の表の如くにして在會被保護人の食事は家族的方法を以て共同炊事たる事從前に異ならす

明治四十二年度自一月至十二月被保護人所得及費消高

一金八百九圓六拾貳錢五厘　所得高

此延人員貳千六百五拾九人　現人員七人にして一人頭に付所得金百拾五圓六拾六錢

一金七百五圓八拾錢五厘　消費高

此延人員貳千六百五拾九人　現人員七人にして一人頭に付消費金百圓八拾貳錢九厘

被保護人現所有金

金百九拾三圓六拾九錢　前年越高

八百九圓六拾貳錢五厘　本年所得

小以金千參圓參拾壹錢五厘

金七百五圓八拾錢五厘　本年費消高

差引

金貳百九拾七圓五拾一錢　拾貳月現在之を各個人別にすれは金六十六圓、金百三十一圓十一錢、金二拾三圓拾貳錢、金二十七圓八拾六錢、金貳拾八圓、金拾六圓四拾貳錢、金五圓なり

○三池保護會の近況

三池保護會は三池監獄典獄會長となり部下の職員亦同會の役員となるもの多し被保護者は概して同監獄放免の囚徒なれとも他監獄放免の囚徒もなきにあらす同會の經費は三井家の寄付に成るものにて月額百二十圓ゐ同會一切の經費とするものの由にて同會建物亦三井家の所有なりと其總坪數四百四十二坪七合五勺事務室あり、寄宿納屋あり物置あり、厠ありて收容場所備はれゐ同會は去三十年一月三十日減刑令發布ありたる當日創設したるものなり被保護者の所得は各自の働高に依り多少の增減あるも採炭夫は六十錢乃至八十錢、坑內日雇は三十五錢乃至四十五錢ありと而して被保護者の所得にして剩餘あるときは三井鑛山合名會社三池炭鑛社に預入るることゝし預金は定期預金と假預金の二種ありて定期は出獄の際所持せる金員を之に充て假預金は規程を設け每月三十錢つゝ預入れ貯蓄するものなりと云左に同會保護者の出入に關する調表を揭けて參考に供す

明治三十年一月以降保護成績

年度	入會人員	退會せし事由 自活の途に就きし者	親族故舊へ引取し者	放免の爲め除籍	犯罪の規約違反の爲め除籍	逃走	死亡
三十年	四二五	二三一	一	六二	一	一九	三
三十一年	六二	三三	一	一七	一	一三	三
三十二年	五九	三二	一	二	一	二〇	三
三十三年	四七	五六	一	一三	一	一六	一
三十四年	四〇	三四	一	一	一	一一	
三十五年	三六	一七	一	一	一	一三	一
三十六年	二九	二三	一	六	一	七	一
三十七年	三五	三〇	一	一	一	五	三
三十八年	二二	一九	一	四	一	三	二
三十九年	二〇	一三	一	一	一	三	六
四十年	一八	四	一〇	六	一	一	
四十一年	一八	四	六	一	一	二	
四十二年	一六	六	一〇	一	一	一	

本年一月現在被保護人の身分

被保護人の原籍は長崎一人、香川一人、岡山八人、高知三人、大阪一人、福岡九人、德島三人、佐賀四人、滋賀二人、愛媛五人、鳥取二人、大分四人、廣島八人、富山一人、京都一人、和歌山一人、宮崎一人、熊本二人、島根三人、山口二人、兵庫三人、栃木一人、鹿兒島三人、三重一人、神奈川一人計七十四人なり其始めて保護會に入りたる年月は

三十年　五人　三十一年　五人
三十二年　四人　三十三年　五人
三十四年　四人　三十五年　五人
三十六年　四人　三十七年　五人
三十八年　七人　三十九年　七人
四十年　四人　四十一年　八人
四十二年　十人　四十三年　一人

被保護者の前身は强盜四十六人、放火十二人、謀殺七人、故殺五人、紙幣僞造二人、貨幣僞造一人、强姦一人なり

被保護者の現職業は採炭二十四人、坑內日雇三十人、小使一人、納屋世話人一人、桶工一人、理髮一人、坑內大工二人、雜業十四人なりと云

雜錄

○刑事人類學及び刑事學雜誌に散見したる指紋に關する二三の記事（前々號の續）（アー、アーベル氏報）

第二　犯人の立場より觀たる指紋の效用

在ロザン大學敎授アー、ライツ博士は千九百八年八月廿二日發兌「ミユンヘン最近記事」第三百九十一號紙上に於て犯人の確認と題し左の有益なる記事を紹介したり曰く、今や犯人が警官及び、裁判所吏員と同樣指紋の效用を知悉し其效用を無にせんとするに至りたるは痛歎に堪えず巴里に於て銀行家ルーミを謀殺したる十七歲の少年クルトアは警官を愚弄する目的を以て臺所の卓上に三個のコップを並列し而も拭布を以て叮嚀に之を拭き置きたり而して刑事官吏に自白したるところに依れば「ベルチョン」を指紋法に改正せしめさる爲め」之を爲したるものの如し或は故ら指頭の皮膚を磨り耗らす者或は手袋を使用する者（在巴里米國急信社に侵入したる犯人）あり尙近時犯人は一時其指頭を磨滅せしむ可き單簡にして而かも有效なる手段を用ゐたり其手段は予之を發見したりと雖も「シユンヘン最近記事」の如き大新聞に之を記載するは危險なきを保せずと

此種の磨滅手段は之を新聞紙上に公表す可きものにあらずと雖も諸新聞は此種の手段の詳細なる報導を爲したり其記事に依れば濃厚なる苛性加里の溶液を用ゆるときは全然指紋を消失せしむるを得へし此手段も亦實效なきに非ずと雖も蝕鏤の程度多大なるを以て予はライツ博士に所謂單簡なる方法を示敎せんことを懇請したり博士答へて云ふ、指頭をラバフイン中に挿入するは最も有效なる手段なりと予の此方法に依る實驗は效果を生せざりしを以て再度照會を爲したるに博士は答へて云ふ「貴下は純たるバラフインを使用せられずスチアリン又は脂肪を使用せられたるには無御座候や又或はバラフインの冷水に凝集する際之に指頭を挿入せられたるには無御座候や予は常に豫期の如き結果を得居り候のみならず既に一家宅侵入者が指紋を遺留せしめさる目的を以てバラフインを亂用したる實例に接し居り候」と、予の實驗に依れは其所說は誤謬ならずと雖も稍長時間を要するのみならず脂肪は容易に剝落するを以て好果を必し難しエーテルニコロヂイユームを混和し急激に之を蒸發せしめ指頭を硬皮を以て包むを以て單簡なりとす然れども要するに此種の手段は今後其實用を見さる可し是れ手袋の使用は現時に於ても又將來に於ても最も確實なる方法なれはなり（完）

○少年犯罪者の研究

巢鴨監獄の藤澤典獄は日常扱へる未成年四百八十六名に就き惡少年となりたる原因中父母の有無、父の職業其他を調査しつゝありしが此の程調査結了し左の結果を得たりと

▲父母の有無　父母の有無如何に依りて惡少年となりしに大關係の有るは云ふ迄も無き事なるが彼等百八十六名中兩親共に無き者三十名の多きを算ふ可し其の中五歲未滿にて父母に死別れし者四名五歲未滿にて父を喪ひし者及び十歲未滿にて母を失ひし者四名尤も此內には生後直ちに棄てられて父母の氏名さへも知らざるもあり片親のみ生存する者七十六名中五歲未滿にて父に死別れしもの十一名十歲未滿同上十一名十五歲以上同上十一名五歲未滿にて母親に別れし者九名十歲未滿同上十一名十五歲未滿同上七名十五歲以上同上三名にして父母共滿足に有るものは僅に二分の一に過ぎずして八十六名なり

▲父親の職業　惡勸化の原因を間接と直接に爲す者は一に父親の職業に因る者又尠からず之れを細別するに大工職、理髮職、鍛冶職等に最も多く次は行商其他の商人、農業者、車夫、日傭之に次ぐ、は官吏、軍人なるが其比例無職九名、車夫、土方、日傭人夫十五名、行商其他商人四十五名、大工、理髮、鍛冶職人五十名、舟乘漁業者六名、俳優藝人一名、農業者三十七名、官吏軍人十四名、醫師二名其他七名

▲目的の職業　彼等不良惡少年們が初め子供心に

目的とし居たる希望と職業は次の如くにて商業が第一位を占め次は職人なり車夫一名舟乘七名大工等の職人五十八名商業九十一名官吏軍人二名醫師四名學問十九名其他四名

▲上京時の年齡　是等惡少年中東京生え拔きの者は六十一名に止まりて其他は皆地方出の田舍者最初上京の當時は何れも何の分別も無く出京して諸所彷徨き廻る內遂に惡少年と成果てたる者尠からず試みに惡少年倆が出京時の年齡を區別すれば五歲未滿二名、十歲未滿五名、十三歲未滿十六名、十五歲九名、十八歲未滿四十二名、十八歲以上五十一名

▲敎育の程度　全く學校に入りたる事無き者九十七名殆んど二分の一に達し小學校に入りしもの五十五名あれど尋常科卒業者は僅に九名にて多くは五年にて退學し中學校等に在りたる者は僅少なり類別すれば小學校五十五名中學校六名正則英語學校五名工手學校五名醫學校三名私立大學一名其他小中大學專門學校及び夜學校十四名

▲疾病の有無　而して多くは疾病に罹りたる者にて其病名は齒牙七十三名、消化器五名、耳一名、腦一名、神經系一名、鼻病十五名、呼吸器病一名、腺病質十五名、眼病二十三名、梅毒四十名、瘋病四十名、皮膚十二名

▲體量と身長　不良少年の內父と共に酒を飮む者七十三名又體量は十四貫以上四十二名、十二貫以上十四貫目未滿百七名、十貫以上十二貫目未滿三十二名、十貫以下二名、身長は五尺以上三十二名四尺五寸以上五尺未滿四十九名、四尺五寸以下二名にて體質の强健なる者三十二名、中等者九十一名、薄弱者は僅に六十名なり

○囚人井中に投ず

膳所監獄の一囚徒の投身したる事實につき同監より報告の大要を摘錄すれば左の如し

膳所監獄拘禁懲役三年六月の西川宣一なる者は看病夫の業に服しつゝありしが去月二十五日午前七時頃平常の如く監房より出でゝ洗面用の殘鹽を診察所の納屋に收め置き其足にて病囚に與ふる藥餌を持ち病監に赴くと同時に病囚の洗面用水を井戶より汲取り夫々病室に運び一時勞役を終りたるに依り戒護看守は彼宣一を居房に入らしめ置きたり程經て病囚に食物を配與することゝなり第一第二病監の配食を終りたるに依り戒護看守は彼宣一をして炊夫と共に第三病監に到り配食せしめたるが炊夫看護夫等が同監配食を終り室外に出づるや看守は同監の戶扉を閉鎖し後方を振向けるに今さで其處に在りし看護夫宣一の姿見へず下駄の脫ぎ捨てあるより必定逃走せしならんと病監の周圍を搜したるも見當らざるより大に驚き急遽其旨を監督者に報告し尙處々を探索するも見當らず、それか彼れかと八方に手配し搜査したる末圖らずも第一病監東手の井中に投身しあるを發見し直に其向き々々へ通報したるに看守長等は急報に接するや先づ安心と胸撫で下すと同時に如何にして引揚げんかと考へ、掃除夫をして梯子と繩を持運び先づ梯子を降さんとしたるに井戶に屋根ある爲め之に障も果さず仍て一掃除夫の腰部に繩を付して降下せしめ他の數名をして之を引揚げしめたり引揚後夫々手當を加へたるも强く腦震盪を起したることゝて遂に蘇生するに至らざりしと云原因は發作的精神に異狀を來したるに在りと認めらるゝ由

○囚徒看守を斬る

本月二日和歌山監獄受刑者看守を毆打し其佩劍を奪ひ之を用て看守を傷けたる珍事あり囚徒は窃盜十犯重禁錮五年三月神田常太郎（三十九歲）窃盜七犯重禁錮五年溯崎英位（二十一歲）と云ひ同監有數の兇漢なり右事件の顚末に就き典獄より其筋へ報告せし要領左の如し

本月二日綿ネル織第十工場に就業中午後一時頃戒護看守の隙を窺ひ同工場に附屬せる便所の便器揷出口の錠を密に取外し置き午後一時二十分頃兩名共謀の上逃走する目的を以て其口より脫出し外圍警戒に從事中の看守岡崎平次郎に斬付けたるものなるが其計畫手段は雜役夫なる常太郎が工場外に出でゝ便器揷出口の外部に設けある錠を外し置き一旦工場に入り其由を英位に告げたるに英位は臨時上圍を請ひ看守の許可を得て上圍し其儘便揷出口の戶を押明け脫出し常太郎は其後に踵て脫出

し常太郎は同工場用の天秤棒を携へ英位は常太郎が準備し置きたる人頭大の石を携へ自ら先に進み第九工場と第八工場との中間なる第二通用門に到り常太郎が後より其所に落合ふや英位は該門より第二裏門見張所に架設しある呼鈴を引き第二裏門見張所に勤務せる看守岡崎平次郎は斯る事とは露知らず職員の通關を請求せるものと信じ第二通用門を開きたるに待構へたる英位は突如携ふる所の石を同看守に投付くると同時に其腰部に組付き常太郎は天秤棒を以て同看守の頭部を目蒐けて亂打したり同看守は事の不意に驚きながらも帶劍を拔くや常太郎の天秤棒に斫り付け互に格鬪せしも右手を棒にて打たれ其機先に劍を手より落したる爲め遂に兩兒徒の爲めに斬捲られ其場に倒るゝや常太郎は其劍を奪ひ之を揮て同看守の頭部其他に斬付けたり同看守は此の痛みに一時人事不省に陷るや其隙に乘じ英位は第二裏門より逃走せんとして其前面なる鐵線の塀を乘り越へ裏門に至らんとする際遠方より其狀況を透見せる第二見張所に勤務中の看守橋本磯太郎は携帶せる拳銃に彈丸を裝塡しつゝ馳付け現場より約十五間の處にて發砲したり發射せし彈丸は命中せざりしも之が爲め兩兒徒の膽を寒からしめたりと見へ俄かに其方向を轉じて北方に向ひ英位は前きに常太郎は拔刀を携へて之に續ぎ相共に疾驅せり岡崎看守は携帶せる拳銃に彈丸を裝塡しつゝ之を追跡し兩兒徒は遁走せんと焦りつゝ女監と炊事場との中間に在る鐵線の塀を乘越へ英位は更に進で將に女監と炊事場との境界に沿へる外圍の塀を乘越へんとして登る際炊事場勤務の看守山澤平太郎平井薰兩名逸早く之を認め直に馳付けて之を逮捕し常太郎は炊事場構内石炭貯藏庫の前に於て劍を振回はし抵抗したるも遂に追跡せし看守岡崎平次郎並に前記山澤平井兩看守及炊事囚人北山卯之助等の爲めに捕縛せられたり尙其際常太郎は遁走し能はざると後難の免れ難きを察し携ふる所の劍先を口腔内に突込み自殺を企てたるも果さゞりしものなり尙看守岡崎平次郎の傷狀は頭蓋骨後部に於て長四仙迷突深骨膜に達する創傷、後頭骨の稍上部及顏面右側顬顬部と前頭骨左上眼窩部に於て各五厘銅貨大の擦過傷あり其他左右手、頸部、後頭部等に刀創又は打撲傷を受けたるが監獄醫の診斷に依れば以上創傷の爲め疾病休業約二週間を經過せば治癒するならん但頭部全體に强亂打を蒙りたる形跡あるに依り後日續發病として腦病症の併發なしとせず若し之が續發病發起するに於ては尙此の期間二週日より延長するは勿論生命豫後も亦測り難しと云ふ、吾人は切にゝゝ全癒回復の速かならんことを祈る

○逃走事故

△裁判所構内より逃走

（東京監獄の被告人）

東京監獄拘禁强盜犯刑事被告人栗田金藏（二十六歳）は一月廿五日東京地方裁判所刑事第五部の召喚に依り出廷の爲め馬車にて同裁判所留置場まで押送せしめたるに護送馬車が同所に着するや間もなく寸隙に乘じ逃走したる由今其顚末を聞くに當日地方裁判所及控訴院へ出廷すべき刑事被告人は六十八名區裁判所に出廷すべき刑事被告人二十四名ありて總員九十二名を馬車七臺にて護送せしめ一回の護送にては全部の護送を爲し終らざるを以て其内二臺は引返して第二回の護送を爲したるにて栗田金藏は此最後の馬車にて護送したるものなるに午後零時十分頃馬車の裁判所に着するや同所留置場を監督する看守部長三毛猪馬介は居合せたる看守を留置場入口の廊下並に馬車の附近に配置したる後自ら馬車の扉を開き車内に在りし一名の看守を出でしめ續て被告人を一名づゝ順次に下車せしめ留置場廊下に入らしめ終りて留置場監房前面に於て人員點檢を行ひたるに金藏の姿の見へざるより始めて逃走せるものと心付きたるものなり是より先被告金藏は乘車前右手に疾患あり操縱自由ならずとて手拭にて腕を捲き右手に手錠を施すを免除せんことを一看守に請へり看守は看守所勤務の看守部長鈴木秀吉に其可否を問へるに看守部長は金藏を前面に呼寄せ且つ備付の名簿に照したるに戒具を施すべき符號あるを以て之を許さず被告は同看守部長に向て再三免除せんことを强願せしも聽乎として「イケナイ、モーヨロシ」と却けたるに附添の看守は右手には手錠を施さゝるも差支

なきものと聞誤り左手のみ手錠を施したる上捕繩にて腰部を縛し受持てる十一名を同部長の面前に整列せしめ點檢を受け馬車に乘組ませしめたり元來護送前には必ず戒具の完全に施されあるや否やを檢査すべき筈なるに當該看守部長は被告人の監房出入頻繁殊に食物配與に際し其檢査を懈りたるものにて被告人は左手の手錠及手錠を通したる腰繩を付したるまゝ逃走したるものならんと、尚逃走の時刻場所等確と指呼し難きも被告一同を馬車より出し留置場に入らしむる際留置場入口と之と相對する階段ありて其裏面暗黑なる場所に下駄を脫ぎ場内に入るとゝなり居れるを以て窃に此暗黑なる場所に身を潜め他の被告人看守等の場内に入りたる隙に乘じ逸出したるものならん或は一說としては最初看守部長が馬車の扉を開き被告人を下車せしむる際裁判所構内に在りし人民十二三名は馬車に近き又其中一名の兵士ありて被告人と談話しつゝある瞬間に於て人民の集團に投じ紛れ去りたるものならんとも云ふ、何れにしても豫て逃走せんと企てたる形跡ありたるに注意の到らざるあり逃走の場所時刻をも確認し得ざりしは手抜かりといふべし

△長崎控訴院内より逃走

長崎監獄片淵分監に拘禁中なる井寺周太郎（三十五歳）と云ふは本月三日窃盜未遂囚徒逃走被告事件の控訴裁判あるにより他の被告人二十名と共に戒護看守五名を付し裁判所に押送せしめたるが午後一時二十五分頃本人に對する審理終了せしを以て退廷せしめんとし法廷出入口に到りたる際突然戒護せる看守を突き倒し其まゝ疾驅逸走したり看守は一時此の不意打に驚きしも直に其跡を追ひ控訴院を距る五丁許の福島町にて追付き逮捕し得たり本人は前記犯罪に依り福岡地方裁判所久留米支部にて懲役五年の言渡を受けたるに之に服せず控訴したるを以て久留米分監より片淵分監へ移送したるものなりと

△尾ノ道分監監外作業場より逃走

廣島監獄尾ノ道分監に服役中なる詐欺取財犯懲役六月長村庄次郎は本月四日他の受刑者二十一名と

共に看守三名戒護の下に尾道市久保町小字石山より分監敷地地均用の土砂運搬に從事せしが午後三時四十分頃採掘場に在て上厠を請ひ看守の許可を得るや厠に入りて窃に腰部の聯鎖を脫し看守の隙を窺ひ其傍の溝を傳ひて一丁餘を距れる竹藪の中に入り此所に着衣を脫捨て裸體となりて逃走したり其逃走せる姿を認めたる看守は直に其跡を追ひたるも大小樹木繁茂し透見を遮るあり遂に其踪跡を失するに至りたり工事場監督中の看守長齋藤芳五郎氏は急を知り一面追跡と共に分監長に急報し分監長は夫々應急の手配を定め附近の民家山林等を捜査し警察官と協力し徹夜捜査せしも捕拿するに至らざりしと

○囚徒より囚徒を告訴す

廣島監獄拘禁重禁錮五年囚高田廣吉（二十九歳）と云ふは工場に就業中去十二月二十二日午後零時三十分上厠の際同工場の懲役十三年囚鹽見久太郎の面部に人糞を塗付けたることあり尚去一月十四日午後四時二十分監房に還る際隙て鑿し持ちたる人鑿を懷中より取出し突然久太郎の面部に塗付けたるに依り廣吉は重き懲罰を受けたるが久太郎は堪へ兼ねたりと見へ去月二十二日廣吉に對する告訴を爲したるに此程廣吉は懲役一年の判決を受けたるが聾怠まゝやしやと控訴したりとの事原因は久太郎が惡口罵言したるを憤りたるものなりとの事なるが廣吉は去四十一年五月他囚を毆打し頭部左胸腹部等丸等に疾病休業十日を要する創傷を負はしめたるに依り重禁錮八月の刑を言渡され居る前科者なりと云ふ

○秋田監獄の廢物利用

秋田監獄に於ける昨年中の事務成績中廢物利用に關し左の一項ありと聞く、一般の參考にもと掲ぐることゝ爲しぬ、尚各監獄とも昨年中の事務成績中珍とするものは通報あらんことを乞ふ

外國米空袋　二百三十四枚は砂取用船の帆、工場監房用日除け、標番號票、賞表札の中心其他

焚炭塵屑農作物等に利用す

石油空鑵　二百五十個は交番所の屋根假設小屋

の屋根葺に利用し又倉庫鼠穴塞ぎ其他蠟燈硝子燈の製作材料に用ゆ

繰綿屑　四十貫匁は雜巾、草鞋、草履、石盤拭用、女囚不淨用、ランプ掃除用等に利用す

反古紙　三十貫匁は表紙打ち、官舍用襖下張、天井下張等に利用す

空俵　千二十俵は煉瓦竈等の雨覆用　疊床造等に利用す

空叭　二百七十六枚は煉瓦用粉砂乾燥用、雪圍用に利用す

石油松箱　五十八個は砂採用、炭入箱等に利用す

屑木　三百九十九叭餘は炊事、浴湯其他の燃料及び下駄製作材に利用す

屑板端　八百二十一枚は作業素品に利用す

古筆　三百四十本は鍛冶器械油塗布用墨壺及機織管製作に利用す

亞鉛板屑　十二貫匁は鹼力工用素品に利用す

石版石斷片　一枚は指紋法器具に利用す

古疊表五枚は寢臺疊修繕に利用す

古疊緣　十枚は寢臺疊修繕に利用す

叙任辭令

給五級俸
勝所監獄詰ヲ命ス
（安濃津）看守長　印南金次郎

（山口）看守長　香川幾之進
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
依願免本官
（前橋）看守長　由井金神

依願免敎誨師
（富山）敎誨師　館郁惠

高知監獄詰ヲ命ス
（勝所）看守長　竹中重喜

依願免敎誨師
（廣島）敎誨師　小野綱計

本會記事

○第二期監獄官練習所を開く

第二期監獄官練習所の開催は昨年本會總會に於て決議せし所なるが愈來三月一日開所式を擧行し引續き翌日より授業を開始し六月三十日を以て終了する筈にて講習課目講師等は略昨年と同じく目下一二講師に交渉中にて纏まらざる向あり不日發表する筈なるが大體昨年の例を襲ふべし又寄宿舍は二ヶ所に設け練習生の一半は東京監獄看守敎習所に一半は巢鴨監獄合宿舍に入るゝことゝし目下夫々準備中なり

○茶話會

例に依り一月十五日茶話會を開き席上眞木事務官の臺灣監獄視察談あり終つて餘興に移り貞山の赤穗義士の講談あり例に依つて勇壯悲哀の情に打たるゝこと多時なりき當日の會同者左の如し

井關房之助　秋山金吉　閑野作次郎　根本爲次
菊地操　松本助太郎　山川一郎　南波久造
深井チヨウ　山口トヨ　鹽辨一郎　藤本廣惠
塚越德司　永栖知一　萱田長平　君塚庄次郎
岡本壽賀三　長谷川春三郎　篠田又吉　屋山朝太郎
卿丈太郎　吉野德一　扇谷與三　阿部喜市郎
丸山信三　須川留吉　四卷勘治　岩井末吉
潮軍一　松元安則　東方秀實　大石德夫
高田喜市　橋本市太郎　內藤奈木之丞　猊田嘉七
高木直之　田子租　環　松原清太郎　近山盛雄
草間藤七　田中一雄　逸見祐之助　吉川一江
兒島三郎　金澤公炳　松本一次　白井勇松
圖權一　松隈房吉　島田榮造　富永實文
香川又二郎　安松虎雄　永田直之丞　有馬四郎助
森元祐　木名瀨德助　藤澤正啓　眞木喬
小山溫

○名譽會員の推薦

本會は曩に子爵清浦奎吾氏を名譽會員に推薦せしが今尙左の諸氏を名譽會員に推薦したり

横田國臣君
松室致君
穗積陳重君
富井政章君
河村讓三郎君
久保田貫一君
石澤謹吾君

○頌表

左の諸氏は本會規則第三條第九項第五號に該當するものに付各頒書の金員を贈呈せり

贈金　在職年數　所屬地方部　官名氏
金三圓　十三年餘　宇都宮　看守　中西重
金三圓　十三年餘　宇都宮　看守　伴清

金三圓　十二年餘　德島　看守　武田才二郎
金三圓　十二年餘　福岡　看守　杉　梓
金三圓　十二年餘　山形　看守　東海林源吉
金五圓　二十四年餘　山形　看守長　石森音三郎
金四圓　二十年餘　長野　看守　古田信義
金四圓　二十二年餘　長崎　看守長　津村駒治
金六圓　二十七年餘　宮城　看守長　大木一郎

又松江監獄看守梶谷清次郎氏は在職二十年餘の久しきに及び監獄事業に對する功勞尠からざりしが去月二十九日死亡せられたるに依り本會規則第三條第九項第三號に該當するものと認め遺族に對し金拾壹圓を贈呈せり

○地方部長解囑並囑托

韓國地方部長古垣宗次郎氏は先頃典獄を辭せられ其後任として井上信之助氏襲官せられ又新に鈴江震次郎氏典獄に任命せられたるに依り左記の通り地方部長の異動ありたり

海州地方部長囑托ヲ解ク　古垣宗次郎氏
海州地方部長ヲ囑托ス　井上信之助氏
永登浦地方部長ヲ囑托ス　鈴江震次郎氏

○監獄職員錄の加除

△追　加

前號附錄職員錄長野監獄飯田分監職員に左記二名追加の申込ありたり

監獄醫　六　級　酉尾東造（長野縣）
教誨師　月二三　前田利孝（山形縣）

△正　誤

宮城監獄職員氏名中松水とあるは松永、坂松とあるは坂本、市谷監獄職員氏名中渭澤とあるは湯澤富山監獄典獄山本とあるは山本なり

各地通信

○佐賀たより

（新築錠の製作）　佐賀監獄

拜啓時下嚴寒の候愈御清勝奉賀候陳者監獄法施行規則第四十二條に依り工場出入口閉鎖に要する建付錠製式に付ては各監獄に於て夫々考究適當の錠鑰を使用せらるゝ儀とは存居候得共實驗するに何方も同じ工場出入口開閉頻繁普通製式にては自然

毀損し易く未だ實用に適する佳品も見當らず苦心の末今回別封の如き錠を案出し試用するに開閉自在にして頗る堅牢毀損數も減じ候間御參考迄に左に費額調書を付し及御送付候若し他監にて試用の希望も有之候はゝ注文に應ずるも差支無之右得貴意候敬具

費額調

一金四圓八拾壹錢五厘　建付錠（鍵共）十個

內譯

品目	數量	單價	價格
鍊鐵	四百匁	十匁ニ付八厘	三錢二厘
鋼鐵	二十匁	同	一錢六厘
眞鍮	二百五十匁	同	八厘
粉炭	六斤	十斤ニ付四錢二厘	三錢
本捻	八十本	十本ニ付一錢三厘	七十五錢
鍛冶工	二十人		十錢四厘
			三圓六十錢

○新義州たより

山田申吾

鄕を去て早や二ヶ年に相成申候光陰は白駒の隙を走るが如し明治の御世の星霜を重ぬる事四十三歲に何の爲す事なく流浪致し居候茲に新義州の土地並に監獄の狀況を簡略に申述候

新義州は韓國の北端にて鴨綠江を挾み北は安東縣に對峙し此の地より安東縣を眺めば日本の橫濱港を見るが如く夏季に至らば數百艘の帆船輻輳し誠に見事に御座候新義州の土地は總て鴨綠江の川岸にて砂土原にて家居の如きは一時的バラックのトタン瓦に候街は日本町韓人町支那人町の三部に別れ日本雜貨店十五六軒料理屋十三軒旅館の如きは小天地に十五軒も有之候土民の商賣は總て官吏相手にて至て微々たるものに候人家は六百軒も有之內地の一町村に比較せられ申候戰爭時は僅かなる日本家屋五十家位に過ぎざりしか戰後著しく家屋の增加を來し申候是れと申すも新義州は將來は有望の土地と見なしたる爲めに候目下は非常に衰靡致し是處三ヶ年にて鴨綠江架橋工事竣成致し候得ば通り一遍の新義州にて將來此の土地が如何になり行くやと其堵に安せず四圍の狀勢を觀望し他に轉せんとする苦心細き狀態の下に澁かると云ふ

有樣にて實に不景氣の聲頻々と起り商人の如きは夜逃をなすもの非常に多く見受申候今日の商業は僅かに在留邦人の需要を充たすに過ぎずいや夫れさへ甚だ珍しきもので多大の希望を滅却せしものに有之候此の現勢より觀察して新義州將來は如何んと必ず起る可き問題に候吾輩をして忌憚なく云はしめば現在の儘自然放擲して何等の策を施す事なくば新義州は氣の毒ながら遠からずして悲境の運命に陷るの外なく假令死滅はせずともより以上の發展は望む可からず候恐らくは將來西北の物價は河を超へて對岸の清國に集り新義州の繁榮は次第に安東縣に奪はるゝ事と可相成存候然し新義州の將來を吾輩は必ずしも悲觀するものでなく若し相當に港灣の設備が出來たならば鴨綠江岸の貿易は中心を新義州に擬し更に光輝ある前途を有するも決して難しと思はざるものに候役所として平壤地方裁判所、新義州支部、新義州區裁判所、新義州警察署、新義州郵便局、憲兵隊、稅關支署、營林廠、製材所、監獄署、鐵道監部、鴨綠江渡江會社架橋工事出張所、新義州理事廳等の數多の役所有之候當地監獄は明治四十年十月開廳せられ廳舍は至つて狹隘にして監房は四房に別れ總て雜居監房にして一房に十五名も收容せしこと有之候一房は大底三枚敷に候其當時は警察署の所管に屬し戒護者の如きは巡査を以て是に充て來り候を以て戒護檢束上に於ては不充分となるものと見へ四十一年一月監獄制度を設けられ看守を採用する事に相成り明治四十一年二月警察署の所管にありしものを理事廳に事務の引繼を受け理事廳に監獄課の一部を設けられ理事廳監獄と改稱せられ職員としては看守長一名、看守二名、押丁二名、使丁一名、監獄の事務を整理來り其の間に於ける犯罪者は謀殺未遂最も多く十五年、十年等の長刑を受け夫れ等は皆永登浦監獄に今尙は服役中に候受刑者五十名被告人百五十名に及び申候明治四十二年十一月一日司法權實施と共に各理事廳監獄事務の組織に變更を來し愈々理事廳監獄と法部監獄と合併し日韓合邦監獄とでも申す可くか目下日韓人同一に同所に拘禁致し居り候被保護國の人民と主保護國の人民とを同一に拘禁するは監督上並に經費の點に於ては非常に都合宜敷かる可く候も吾等當局者は取扱上非常に困難を來し申候

是れが全く版圖國の人民ならば臺灣島等の如く何處迄威嚇的に檢束をなすも免角保護國の名目の基に於て餘り行刑上面白からざる處有之候人情風俗の明ならざる爲め韓人看守を採用し來りたるも韓人看守の如きは到底無能にて利己主義一偏のものにて在監人が多少の金錢でも贈らんか直に是を受け秘密の書信を長官の許可を得ずして密かに讀ましむるとか日本看守の多守嚴格なる處遇をなさば直に囚人共に擯斥等誠に言語同斷に堪へず候余輩は寧ろ韓人看守を採用するよりも看守二名採用する經費を以て韓國語に通ずる日本人の押丁を採用することこそ治績遙に得策と存じ候破獄逃走の原因は總て韓人看守の援助に基因すると云はざる可からず吾輩は韓人看守排斥論を稱ふるも其筋に於ては經費の點に於て許さゞる故致方なしとの事なるも前述せし如き方法を取らば何の苦も御座なく候韓人看守排斥論に付ては余の愚考を述べたるに過ぎず候

當地監獄は平壤監獄の分監にして義州に出張所を置き（是れは元觀察府より引受けたる監獄）溫突製にて至りて不完全極る監獄に御座候曩に拘禁人員は已決囚七十名も有之總て十五年以下の囚徒に候主任看守長壹名看守部長一名日本人看守一名韓人看守四名監丁二名の職員にて囚徒の行狀は至りて善良にて是迄破獄逃走せし例無し其の當局者は高慢語を致し居られ候新義州分監は分監長一名看守部長二名日本人看守四名韓人看守二名監丁三名の都合十一名の職員に候。已未決囚二十七名已決囚の罪名別に擧ぐれば强盜犯十五年二名强盜犯五年一名僞造律一名詐欺取財五年一名窃盜犯六ヶ月一名一ヶ月一名謀殺未遂八ヶ月一名墳墓妨害一名衛生妨害一名財產刑二名證書勒俸罪一ヶ年一名未決囚の罪名別に擧ぐれば窃盜犯四名略人三名衛生妨害一名强盜犯五名謀殺犯二名にて已未決囚の行狀は至りて良好にて房内に於ても靜肅を旨として溫良にて戒護者に對しては言語動作は非常に溫和なるも韓人の猜疑心の深きには驚く無し候是處十年を經過せざれば監内に於ての戒具は取はずす事

を得べからず候重罪囚に對して總て手には手錠を付し足部には連鎖を鎖め申候文明的處遇は到底出來不申候日本司獄官は皆野戰隊にあるが如き肩にピストルを負ひ腰に日本刀をさげ一旦事あらば實戰の意氣込にて常に一刻も戒護檢束の點に於ては緩にす可からず候夫れ丈の覺悟ならでは韓國の監獄には奉職出來間敷候先は亂筆を以て右迄如斯御座候　拜具

○岡山たより

岡山寒生

拜啓出獄人保護の必要なるは申すまでもなく其經營機關亦完全無缺なるを望む次第に候へども動もすれば事業の失敗を來し候は經營者其人を得ざるにもよるべく又被保護者の頑迷なる保護者に結び付かざるに先ち逃亡することもあるべく概して經營者に熱心なきか德望なきかは事業蹉跌の大原因に候近頃本縣下の一農小野嘉四郎と申すは私財壹萬圓を投じ職業を得ずして浮浪する者事業に失敗して信用を失し就職に窮する者を收容し產業を授け躬行自活の途を得せしめんとして自助興產館を設立致し候は感ずるに餘りある次第に候出獄者の寄邊なき者をも保護致度との申出ありて吾々の歡迎する所に候へ共保護機關の保護を好まざるもの多數なるは聊か異とする所に候或は監視制度の廢止せられたるより就職難からざるに至りたるものかとも存候も中には隨分眼前に困頓迫れるものにて保護機關に寄るを辭する者有之候去りとて此輩は直に再び罪を犯すべしとも見受けられず又負おしみは排斥すべしとするも保護機關に寄るを欲せざる者の中には獨立の氣象を有し辛酸に打克たんとの志より他人の保護を有する者も可有之存候斯る者は其氣象を發揚せしむるこそ宜しかるべく候此保護機關に寄るを欲せざるは近來の傾向と見へ當地のみならず他にも類例少からずと承り候へ共いかゞや若し右等の事例多々有之候はゝ共に研究致度相考へ候に付新法施行後の保護事業の難易等時々紙上に御垂示被下度候申上度事は多々有之候へ共今回は右まで　匆々頓首

翻譯

英國內務省內監獄委員會
千九百九年度の報告

司法省參事官　谷野　格譯

本報告は概ね直譯したりと雖も直譯の爲め却て難解の處ある個所は往々其趣意に依りて文體を變更したり○本誌所載拙著「ボルスタル設備に付て」の讀者には特に本報告第廿六節乃至第四十五節の記事の精讀を希望す而してボルスタル設備に關する新規則は他日更に紹介するところあらんとす○英國法の特質として其法語に適當の譯語を付し難き場合少なからず左に參考の爲め報告中に使用したる譯語及其原語を對照しその譯語のみに依りて意義を明瞭ならしめ難きものには小註を付す

一、徒　刑　Penal Servitude
二、禁　錮　Imprisonment
三、地方監獄　Local Prison
四、集治監獄　Convict Prison
五、公訴狀事件　Indictable cases　凡ての反逆罪、重罪及び此種の罪の隱蔽罪並に普通法上公共性を有する輕罪に付ては公訴狀に依り訴追す可きものにして大陪審に於て宣誓審議の上棄却せさりし公訴狀案は即ち公訴狀なりとす
六、簡易手續　Summary Cases　簡易手續とは公訴狀に依らず又陪審を置かずして爲す審判手續なりとす
七、巡廻裁判所　Assize　倫敦以外の地方には年々二回乃至四回王座裁判所の判事出張して公訴罪の第一審審判を爲すものとす
八、各季法廷　Quarter Session　郡、市又は區には各季法廷を見る沿革上四半年に一回開廷したるを以て此名ありと雖も現時に在りては或は一月間に二回の開廷ある地方あり其職權は下級定期法廷の管轄したる事件の控訴審判を爲すと共に巡廻裁判所と同樣公訴罪の第一審審判をも爲すに在るものとす而して公訴罪の

三分の一は巡廻裁判所に於て審判せられ其三分の二は各季法廷の審判に屬する現況なる如し

九、公訴罪　Indictable Offence　公訴狀に依り訴追す可き罪を云ふ

一〇、執行免除　Remision on Sentence　獄内に於て勤勉にして善行ある囚人は其刑期の一部を免除せられ釋放と共に刑期滿了したるものと認めらる

一一、假庇護場所　Casual Ward　獨逸にては Rotherberge と云ひ一種の强制勞働場に屬す

一二、地方裁判官　Magistrate　概ね治安判事即ち下級裁判官を云ふ

一三、區　Borough

一四、勢威犯　Assault　勢威犯とは他人を傷害せんとする動作を云ひ其身體に觸接することを必要とせず

一五、少年法　Childrens Act

一六、青年　Juvenile-adult

一七、條件附釋放　Conditional Liberation, Conditional Release

一八、救護所　Homes

一九、認可釋放、條件附認可釋放　License, Conditional License　國王に於て條件を附し囚人を釋放する制度を云ふ

二〇、誓言釋放　Parole　認可釋放と略ぼ同樣の效用を有するものにして北米合衆國に於ける法語なり

二一、郡　County

二二、考試法　Probation of Offenders act　一種の執行猶豫法にして考試官をして被猶豫者の直接間接の監督を掌らしむる法律を云ふ

二三、勞働紹介所　Casual Labor Market

二四、下級定期裁判所　Petty Sessional Court　治安判事及び大法官の選任したる紳士に依り構成せらるゝ最下級の裁判所なり

二五、考試官の間接保護　Bound over in Their Recognizance

二六、豫防的留置　Preventive Detention

二七、先天的累犯　Reeidivist

二八、累進制度　Mark System　千八百七十九年初犯者と累犯者とを區別する爲め設けられたる制度なり

二九、各保護所　Homes and Refuges.

監獄委員會報告

一、拜啓本委員會は玆に千九百九年三月卅一日を以て終る一年間の條例所定の報告並に英蘭、ウエールスに於ける地方監獄、集治監獄及び一八九八年の泥醉者法に依りて設立せられたる國立泥醉者感化院に關する統計報告其他の報告を提出するの光榮を有す

二、昨年中普通裁判所に於ける徒刑又は禁錮の判決に依りて地方監獄に收容したる囚人の員數は一八四、九〇一人にして軍法會議の判決を受けたる陸海軍人の員數は四六五人なり尙ほ負債者として又は民事の訴訟と禁錮せられたる者一八、九九六人、保證欠缺に因る者一、三一九人あり其總計二〇五、六八一人なり

三、前年度に於ける囚人の員數は普通裁判所の判決に依るもの一七六、六〇二人、軍法會議の判決に依るもの五〇一人、負債者又は民事訴訟に因る者一七、九一八人、保證欠缺に因る者一、二一二人にして其總計一九六、三三三人なり即ち昨年に於ては前年度に比し總數九、四四八人の增加あり、

四、一九〇九年三月卅一日に於ける地方監獄の囚人の員數は一八、六二八人にして其前年同日には一八、三五四人なり千九百八年乃至九年に於ける一日の平均員數は一八、九二三人にして此中男一六、二五一人、女二、六七二人なりや而して前年度に於ては其員數一七、七一九人、此中男一五、〇五五人、女二、六六四人なり

五、一九〇九年三月卅一日に於ける集治監獄の囚人の員數は三、一九五人にして其前年同日には三、〇二九人なり千九百八年乃至九年の一日平均員數は三、一〇六人にして此中男二、九七五人、女一三一人なり、前年度に於ては其員數三、〇六四人、此中男二、九三四人、女一三〇人な

り

六、本年度中徒刑に處せられ地方監獄に收容せられたる新受刑者の員數は一、一五九人其中四四四人は官て徒刑に處せられたる者にして其比例は三割八分三厘に當る、前年度に於ける新受刑者の員數は一、一七九人にして中累犯者は四三〇人其比例は三割六分五厘に當る

七、次表は一八五九年以降徒刑に處せられたる囚人の一年間の平均員數及び其人口總數に對する比例數に關す

年度

年度	英國及びウヰールスに於て徒刑に處せられたる者の一年間の平均員數	英國及びウヰールスに於ける想定的平均人口	人口十万中囚人の員數
	人	千人	
一八五九年十二月三十一日迄の五年間	二五八九	一九、二五七、〇〇〇	一三、七
一八六四年十二月三十一日迄の五年間	二八〇〇	二〇、三七〇、〇〇〇	一三、七
一八六九年十二月三十一日迄の五年間	一九七八	二一、六八一、〇〇〇	九、一
一八七四年十二月三十一日迄の五年間	一六二二	二三、〇八八、〇〇〇	七、〇
一八七九年十二月三十一日迄の五年間	一六三二	二四、七〇〇、〇〇〇	六、六
一八八四年十二月三十一日迄の五年間	一四二七	二六、三一三、〇〇〇	五、四
一八八九年十二月三十一日迄の五年間	九四五	二七、八三〇、〇〇〇	三、三
一八九四年十二月三十一日迄の五年間	八五八	二九、三九二、〇〇〇	二、九
一八九九年十二月三十一日迄の五年間	七四〇	三一、〇六一、〇〇〇	二、五
一九〇四年十二月三十一日迄の五年間	九四四	三二、九八四、〇二八	二、九
一九〇九年十二月三十一日迄の五年間	九七七	三四、一五二、九七七	二、九
一九一四年十二月三十一日迄の五年間	一〇四二	三四、五四七、〇二六	三、一
一九一九年十二月三十一日迄の五年間	一〇七五	三四、九四五、六〇〇	三、一
一九二四年十二月三十一日迄の五年間	一二二〇	三五、三四八、七八〇	三、四

八、本年度に於て公訴狀又は簡易手續に依り禁錮に處せられたる者の平均刑期は男囚三九日、八、女囚二六日、五なり之を其前年に於ける男囚三九日、八及び女囚二六日、三に比すれば男囚に付きては增減なく女囚に付ては十分の二日の增加を示せり

九、男囚の三割六分と女囚の三割六分とは一週間以下の刑に、男囚の六割二分と女囚の六割四分とは二週間以下の刑に、男囚の九割三分と女囚の九割七分とは三月以下の刑に處せられたり僅

に男囚の五分六厘七毛と女囚の二分とが六月以上の刑に、男囚の一分一厘八毛と女囚の一厘四毛とが一年以上の刑に處せられたるのみ前年度の報告中に述べたる一月以下の刑の減少（即ち四分一厘）は尙繼續し一月以上十二月以下の刑に於て四分八厘の增加、十二月以上の刑に於て二割一分の增加を生じたり

一〇、本年度に於て徒刑に處せられ地方監獄に收容せられたる新受刑者の平均刑期は男囚四年一三にして女囚四年九二なり其前年度に於ては男囚四年三三にして女囚四年一三なり

一一、在監人員――次表は一八八〇年乃至一八八一年以降普通裁判所に於て公訴狀又は簡易手續に依り法律違反の廉を以て監獄に收容せられたる囚人の員數と其一般人口との比例數に關す而して日々の平均員數は寧ろ長期刑の影響を受くるものにして必ずしも法律違反に因り宣告を受けたる囚人の多寡に關せざるを以て次表は特に犯罪の數量に付き恰好なる概念を與ふるに足る

年度

年度	通常裁判所に於て徒刑又は禁錮に處せられた囚人の員數	英國及びウヰールスに於ける人口十万に付ての囚人の員數
一八八〇年四月一日より一八八一年三月三十一日迄	一四九、〇七四	五七九、八
一八八一年四月一日より一八八二年三月三十一日迄	一六一、四三八	六三一、五
一八八二年四月一日より一八八三年三月三十一日迄	一六三、七四	六二一、六
一八八三年四月一日より一八八四年三月三十一日迄	一六〇、八三六	六〇四、〇
一八八四年四月一日より一八八五年三月三十一日迄	一五九、九八二	五九四、二
一八八五年四月一日より一八八六年三月三十一日迄	一四七、六三二	五四三、三
一八八六年四月一日より一八八七年三月三十一日迄	一五四、六〇〇	五六一、七
一八八七年四月一日より一八八八年三月三十一日迄	一四七、七七九	五三一、〇
一八八八年四月一日より一八八九年三月三十一日迄	一五三、九六三	五四七、二
一八八九年四月一日より一八九〇年三月三十一日迄	一四五、二六八	五一〇、六
一八九〇年四月一日より一八九一年三月三十一日迄	一四〇、六三三	四八八、九
一八九一年四月一日より一八九二年三月三十一日迄	一三七、二六〇	四七三、二
一八九二年四月一日より一八九三年三月三十一日迄	一四五、五三八	四九四、九
一八九三年四月一日より一八九四年三月三十一日迄	一五六、四六六	五二六、二
一八九四年四月一日より一八九五年三月三十一日迄	一四七、八二七	四九一、七
一八九五年四月一日より一八九六年三月三十一日迄	一五三、九五二	五〇六、五

一八九六年四月一日より一八九七年三月三十一日迄	一四八、一二三	四八一、一
一八九七年四月一日より一八九八年三月三十一日迄	一五三、九六五	四九五、七
一八九八年四月一日より一八九九年三月三十一日迄	一六〇、〇五九	五〇九、七
一八九九年四月一日より一九〇〇年三月三十一日迄	一五三、四六〇	四八三、四
一九〇〇年四月一日より一九〇一年三月三十一日迄	一四八、六〇〇	四六〇、七
一九〇一年四月一日より一九〇二年三月三十一日迄	一六六、九九六	五一三、四
一九〇二年四月一日より一九〇三年三月三十一日迄	一七六、五五七	五三五、〇
一九〇三年四月一日より一九〇四年三月三十一日迄	一八九、八八八	五六八、九
一九〇四年四月一日より一九〇五年三月三十一日迄	一九七、九四一	五八六、二
一九〇五年四月一日より一九〇六年三月三十一日迄	一九五、〇五六	五七一、一
一九〇六年四月一日より一九〇七年三月三十一日迄	一七八、三四三	五一六、二
一九〇七年四月一日より一九〇八年三月三十一日迄	一七六、六〇三	五〇五、四
一九〇八年四月一日より一九〇九年三月三十一日迄	一八四 九〇一	五三三、一

一二、前表に依れば最近の四半世紀中人口に對する有罪判決數には常に甚大なる變動ありたることを知るに足る一八八二年乃至一八八三年に於て最高六二一人、六に達し一、九〇〇乃至一、九〇一年に於て最低四六〇人、七に達したり、而して一九〇〇乃至一九〇一年以降漸次增加して一九〇四年乃至一九〇五年に至りて五八六人、二に達し其後三年間は引續き減少したりしが本年度に至りて再增加し一八四、九〇一人即ち人口十万人に付き五二三人、一に達したり

一三、本委員會は有罪判決數に依り測知せらるゝ限度に於て或年度に於ける犯罪數を其前年度に於ける犯罪數と比較する爲め六年以來各監獄に命して入監の原因と爲りたる犯罪を指示する表を作製せしめたり

一四、而して其結果の概要は左の如し詳細は各年度報告の附錄第十六號A及びBに付き見よ

年度	巡査、裁判所及び各警察官に於て宣告したる者	身體に對する罪	財產に對する罪	その他の罪	簡易手續に依り審判したる公訴罪	簡易手續に依り審判したる其他の罪	合計
一八九一―一八九二	一四九五	一三四〇	六七九七	三四八	三七一	一五九、五一八	二八九、八八二
一八九二―一八九三	一三四〇	一三六四	七三五〇	三五二	三七六	一六一、七三五	二九九、八四二
一八九三―一八九四	一四三二	一三七四	七三五七	三五二	三七九	一六二、九四九	三〇二、九四三
一八九四―一八九五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一八九五―一八九六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一八九六―一八九七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一八九七―一八九八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一八九八―一八九九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一八九九―一九〇〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九〇〇―一九〇一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九〇一―一九〇二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九〇二―一九〇三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九〇三―一九〇四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九〇四―一九〇五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九〇五―一九〇六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九〇六―一九〇七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九〇七―一九〇八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九〇八―一九〇九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九〇九―一九一〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九一〇―一九一一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九一一―一九一二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九一二―一九一三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九一三―一九一四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九一四―一九一五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九一五―一九一六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九一六―一九一七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九一七―一九一八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九一八―一九一九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九一九―一九二〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九二〇―一九二一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九二一―一九二二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九二二―一九二三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九二三―一九二四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九二四―一九二五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九二五―一九二六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九二六―一九二七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九二七―一九二八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九二八―一九二九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九二九―一九三〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九三〇―一九三一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九三一―一九三二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九三二―一九三三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九三三―一九三四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九三四―一九三五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九三五―一九三六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九三六―一九三七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九三七―一九三八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九三八―一九三九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九三九―一九四〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九四〇―一九四一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九四一―一九四二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九四二―一九四三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九四三―一九四四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九四四―一九四五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九四五―一九四六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九四六―一九四七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九四七―一九四八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九四八―一九四九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九四九―一九五〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九五〇―一九五一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九五一―一九五二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九五二―一九五三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九五三―一九五四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九五四―一九五五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九五五―一九五六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九五六―一九五七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九五七―一九五八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九五八―一九五九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九五九―一九六〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九六〇―一九六一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九六一―一九六二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九六二―一九六三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九六三―一九六四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九六四―一九六五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九六五―一九六六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九六六―一九六七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九六七―一九六八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九六八―一九六九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九六九―一九七〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九七〇―一九七一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九七一―一九七二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九七二―一九七三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九七三―一九七四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九七四―一九七五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九七五―一九七六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九七六―一九七七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九七七―一九七八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九七八―一九七九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九七九―一九八〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九八〇―一九八一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九八一―一九八二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九八二―一九八三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九八三―一九八四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九八四―一九八五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九八五―一九八六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九八六―一九八七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九八七―一九八八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九八八―一九八九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九八九―一九九〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九九〇―一九九一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九九一―一九九二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九九二―一九九三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九九三―一九九四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九九四―一九九五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九九五―一九九六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九九六―一九九七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九九七―一九九八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九九八―一九九九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
一九九九―二〇〇〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇〇〇―二〇〇一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇〇一―二〇〇二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇〇二―二〇〇三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇〇三―二〇〇四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇〇四―二〇〇五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇〇五―二〇〇六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇〇六―二〇〇七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇〇七―二〇〇八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇〇八―二〇〇九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇〇九―二〇一〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇一〇―二〇一一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇一一―二〇一二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇一二―二〇一三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇一三―二〇一四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇一四―二〇一五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇一五―二〇一六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇一六―二〇一七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇一七―二〇一八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇一八―二〇一九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇一九―二〇二〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇二〇―二〇二一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇二一―二〇二二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇二二―二〇二三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇二三―二〇二四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇二四―二〇二五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇二五―二〇二六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇二六―二〇二七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇二七―二〇二八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇二八―二〇二九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇二九―二〇三〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇三〇―二〇三一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇三一―二〇三二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇三二―二〇三三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇三三―二〇三四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇三四―二〇三五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇三五―二〇三六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇三六―二〇三七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇三七―二〇三八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇三八―二〇三九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇三九―二〇四〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇四〇―二〇四一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇四一―二〇四二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇四二―二〇四三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇四三―二〇四四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇四四―二〇四五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇四五―二〇四六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇四六―二〇四七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇四七―二〇四八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇四八―二〇四九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇四九―二〇五〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇五〇―二〇五一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇五一―二〇五二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇五二―二〇五三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇五三―二〇五四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇五四―二〇五五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇五五―二〇五六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇五六―二〇五七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇五七―二〇五八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇五八―二〇五九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇五九―二〇六〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇六〇―二〇六一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇六一―二〇六二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇六二―二〇六三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇六三―二〇六四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇六四―二〇六五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇六五―二〇六六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇六六―二〇六七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇六七―二〇六八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇六八―二〇六九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇六九―二〇七〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇七〇―二〇七一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇七一―二〇七二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇七二―二〇七三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇七三―二〇七四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇七四―二〇七五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇七五―二〇七六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇七六―二〇七七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇七七―二〇七八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇七八―二〇七九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇七九―二〇八〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇八〇―二〇八一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇八一―二〇八二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇八二―二〇八三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇八三―二〇八四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇八四―二〇八五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇八五―二〇八六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇八六―二〇八七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇八七―二〇八八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇八八―二〇八九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇八九―二〇九〇	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇九〇―二〇九一	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇九一―二〇九二	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇九二―二〇九三	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇九三―二〇九四	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇九四―二〇九五	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇九五―二〇九六	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇九六―二〇九七	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇九七―二〇九八	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八	一六三、一〇五	三〇四、一〇五
二〇九八―二〇九九	一四九五	一三七四	七三五二	三五五	三七八

增加あるものとせば四人（地方監獄及び集治監獄に在る者）に關する設備增加の問題も亦必ずや近き將來に於て發生す可し

一七、一九〇三年乃至四年以來集治監獄に於ける一日平均在監人員（男性）の數は地方監獄に於ける獨房拘禁者を加へて三、五五八人より二、八三五人に增加し一年間に於て徒刑に處せられたる者の數は約九〇〇人より約一、一〇〇人に增加したり故にダルトモア及びポートランドの改築及び新メードストン集治監獄の建築にして落成するものとするも嚴格に云へば二、八七〇人に對する設備を有するに止まり約一、〇〇〇の囚人は之を地方監獄に收容する外なし而して此等の囚人の多數は一八八八年の制定に係る規定に依り地方監獄に於て執行せらるる可き初期の獨房拘禁に服する者なり加之近來集治監獄に在る釋放期の近接する囚人を地方監獄に移送して以て集治監獄の在監人員を減少せしむる必要を生じ爲めにウエークフィールト、グロスター、レスター、ドルチエスター、ウースター各監獄の房室は引續き時々此種の目的に供せられたり徒刑の宣告の第一段階として獨房拘禁を爲す主義は近來本委員會の考慮中に屬するものにして其制度を有效ならしむる爲め更に期間及び方法の變更を爲す必要なきや否やは現時尙は研究中に屬す故に地方監獄及び集治監獄に於ける一般の設備問題は此研究の結果たる判定に依賴せざるを得ず

一八、地方監獄に關しては囚人增加の度最も激甚なりしは北部英蘭に於ける、マンチエスター、リバプール、ダーハム、プレストン、リーヅ及びハル並に首都附近の地方なりマンチエスターに於て移送し又は雜居せしめたる囚人の一日平均員數は二百人を超えリバプールに於ては約百人ダーハムに於ては約五十人プレストンに於ては約三十人、リーヅ及びハルに於ては各約五十人に及びたり首府に關しては一方に於て一九〇一年以來七百七十の房室の增加あり他方に於て入監數は人口の增加に比し比較的に減少したるに（一九〇一年乃至二年に於ては一〇〇、〇〇〇人に

付六、九人、一九〇八年乃至九年に於ては五七二人）拘らず倫敦監獄は尙ほ不十分の感あるを免れず前年度に於ける一日の平均員數は男性三、六四三人なりしに本年度は四、三六三人を算し尙移送し又は雜居せしめたる員數を加算するときは合計四、六二四人に達す而して監房の設備數は僅に四、五九三に過ぎず勿論各個の監獄に於ける設備か常に其地方の必要を滿すに十分なりとは豫期し難きことにして從來當省に於ては在監人員が房室の設備以上に增加す可しと豫測す可き相當の理由ある場合には所要の員數の收容力を有する監獄へ其移送を爲すことを例としたり英蘭及びウェールスに於ける監房設備の總數は當然囚人の一日の平均員數以上なり即ち一日の平均員數一九、〇八五に對し通常の監房數は二二、五七〇にしてランカシア地方即ちリバプール、マンチエスター及びプレストンを包含する地域の例に徵するに前年度に於ける監房總數は二、七六三にして一日の平均員數は二、五九二人なりと雖も其年度間の最大員數は二、九八四人なりし

吾人は必ずしも各監獄に於ける監房設備を最大員數に應せしことめんを主張する者に非ずと雖も慢性的員數の增加は不斷の移送及び上述したる囚人の雜居を伴ふものなるを以て此程度の增加に對し充分なる設備を爲す可きものと信ず假に囚人移送に伴ふ一般の不利益を度外に置くものとするも其移送費用自體も亦既に重大の問題たるを失はず吾人は適當なる時期に於て此問題關し大臣閣下に提案するところあらむとす

一九、全國の地方監獄當局者に對する諮詢に因り開申せられたる意見の如く失業が地方監獄に於ける囚人增加の主因なりとすれば窮貧法委員會の報告中新問題即ち所謂慢性的就業難に關する愼重なる警告を無視するを得ず若し此現象が單に慢性的なるのみならず更に急激に增加する者とし尙ほ我大港及び人口夥多なる地方に不熟練なる勞働者が激增するものとすれば吾人は直接又は間接に失業の結果たる可き輕微なる犯罪の增加に對し準備するところなかる可からず此豫測し得へき素因を別問題なりとするも尙ほ右寫

國は法律に依りて之を定め十二月以内に三回以上現時浮浪法の適用を受くる犯罪即ち露宿、乞食、假底護所に於ける勞働忌避等を犯したる者と爲さゝる可からず而して從來此種の階級の取扱上困難を感したる異同識別は指紋制度の採用に依りて之を除去す可しと

二一、各地よりの報告に依れば如何に此問題が痛切になりたるかを示すに足るレスターに於ては勞働場に於ける犯罪及び乞食罪か本年初の三月中に於て倍加しリンコーンに於ては其一日の平均員數一九〇七年乃至八年に於て二三六人なりしに對し一九〇八年乃至九年に於ては二九四人に達せりリンコーン監獄に於ては乞食犯人一二四人以上を算したることあり其中八三人は前既に犯罪の爲め處罰せられたる者にして其一人は前科七十三以上に達したりニュー、カッスルにては乞食犯人の員數二五〇人に達し殆と一九〇七年乃至八年に倍加しノーザラートンに於ては其數三九五人より四八九人に增したりレディング典獄の報告に曰く主として附近の地方より當監に收容したる「ユニオン」(勞働場)に於ける勞働忌避者の員數には驚愕を禁せざりし此等の犯罪に對し數日間の禁錮を科するは假底護所に對する好個の休息所を與ふるに過きず思ふに或種の勞働宣告制度を採用するものとせは現在の時間宣告制度に比較し此等「路上の民衆」に對し數日の休息を與ふる弊害を除去し得べしと

二二、一九〇二年乃至三年の報告に述たる如く監獄に於ける賄表、作業及び醫療方法を熟知する浮浪者にして特に一地方の假底護所規則を苛酷なりと思料するものか寧監獄を撰擇する意見を公示するは事實なり窮貧法委員會少數者の報告も亦此點に論及し假底護所の規則苛酷なる結果地方に於ては露宿者增加し彼等は其生命を支ふる爲めに乞食其他の方法を採るに至る而して此弊害を防止する爲め地方警察官署は屢浮浪犯人の拘留を勵行し地方裁判官も亦犯人にして有罪を承認すとすれは直に短期刑を科し斯くの如くにして各監獄は浮浪者を以て充滿するに至れりと云へり

二三、吾人は其斷定即ち假底護所又は監獄に於ける特別處遇方法に依りては浮浪者を防遏することを得すとの斷定に同意し尙は其報告中余等の同僚にして一九〇五年の研究の主任者たりしアードレー、ウキルモット大尉の左記の意見を引照したるを喜ぶ其意見は地方監獄及び集治監獄の典獄として又近時監獄監視官の一人として此種の階級に屬する者に關する事情に精通したる結果當國に於て許容せらるゝ範圍內の處遇の變更は全然其員數を增減するに足らざることを明證したり其增加の原因は之を研究當時に於ける社會上及び經濟上の狀況中に求めざる可からず而して思慮あり且經驗ある監獄官吏の此問題に關する意見も亦上述したるものに外ならざることを附言するを得と云ふに在りたり吾人は團體にも亦各個人にも有益ならざる短期刑の宣告を續發して浮浪者を拘禁する不當の現制度を廢止し浮浪法改正に關する特別提案の一部又は全部を採用せんことを熱望す

二四、浮浪犯の外前年より著しく增加したるもの

貧法委員會報告の結論たる一節即ち吾人の社會中其狀況及び境遇(概ね自身の失敗及び過誤に因り招致したる)上團體の恥辱たり且團體に危險なる階級ありとの愼重なる警告に鑑み在監人員の減少を豫想するは結局早計たるを失はず

二〇、前年に比して增加殊に甚しかりし犯罪の種類は附錄第十六號B表に示せる如く乞食及び露宿にして其總計は前年度に超過すること四、一七八件にして通常裁判所の判決數の約七分の一とす諮詢の爲め招集したる一九〇五年の當省委員會の報告に係り更に大體に於て窮貧法委員會の最近の報告に依り確認せられたる斷定は此數字自體に依り其如何に重要なるかを知るに足る其見解に依れば常習的浮浪者は浮浪法(ジョージ四世五號八十三章一百年前の法律にして其大部分は古きチュードル立法の再發布なり)以外の法律に依り支配せざる可からず又出來得る限りは罪人としてよりは寧ろ其生活狀態上留置を要する者として處遇せざる可からずと云ふに在り又同委員會は提案して曰く常習浮浪者の範

は竊盜の六八七件、警察規則違反の七三八件及び街路法違反の三五三件なりとす或監獄の宣言に依れば此種の增加も亦商況の不振及び之に隨件する職業の缺乏に基因するもの、如し即ちダーハムの報告に依れば此難況に壓迫せられて竊盜したる者あり其贓品は概ね石炭、薪炭及び食料品にして年少囚人に付ても亦失業の結果街路に彷徨して遂に區條例違反即ち人道妨害、彷徨、街路上の弄球の爲め入監し或は餓に驅られて已むなく竊盜を爲すに至るもの、如しペントンキーユ監獄の敎誨師は本年度倫敦の冬季嚴寒の期節中の職業の缺乏を以て竊盜件數增加の主因なりと說きエークフイールド及びノツチンガムも亦同樣の報告を爲せり他の監獄に於ては竊盜犯人の增加に連れ負債者の數の增加を示せり入監せる負債者は本年に至りて一、〇七八人の增加あり負債者、竊盜及び他の輕微なる犯罪の增加は怠慢又は貧窮に原因し怠惰又は貧窮は概ね職業の缺乏及び金錢を得る方法の缺乏の結果なり然れとも全國各地に起りたる犯罪增加の眞原因を確定することは勿論不能の事に屬す輕微なる犯罪增加の現象は本年蘇格蘭に於ても生したり同地に於ては前年に比して約一千人の增加あり昨十月には蘇格蘭に於て未曾有の多數の囚人を留置したることありき、蘇格蘭に於ては泥醉に因る收監件數過去五年間の平均數より增加すること三、〇八九人に及びたり然れとも英蘭に於ては幸に泥醉罪は前年に比し一、四〇三人の減少あり又勞威犯に付ても減少ありたり

二五、囚人の彙類　今や一八九八年の監獄法制定以來十年を經過したりと雖も改正彙類法即ち裁判所をして犯罪の性質及び犯人の經歷を斟酌して犯人を三階級に彙類せしむる法制に對する當時の豫期を實現せしめたりとは云ひ難し司法統計記者は其最近報告中第二級に置かれたる者は總犯人の百分の一に過ぎざる事實に論及して曰く單に學理上の刑事犯たるに過ぎざる犯罪に因りて科したる罰金不完納の爲め拘禁せらるゝ者の多數なる事實より推理するときは地方裁判官が此法律に依りて有する權力を適當なる範圍

內に於て利用せざるものと斷定せざるを得ず一八九四年の當省委員會が囚人彙類法改良の必要を唱導したる熱烈なる態度は尙ほ記臆に存す可し爾來行政部か彙類權を有する點を除くの外は當時の提案の殆と全部、否らずとするも其大部分は採用せられたり而して其彙類權の適用は極めて稀有なりし一八九八年の監獄法は此事實に鑑みて此權能を司法部に移し裁判所をして各事件の特別なる事情を斟酌して犯人を三階級に區別せしめたり囚人を適當に彙類するに付ての主たる障礙は裁判所が依然其宣告書に贅式なる「定役に服し又は服せず」なる語句を用ふるに在ることは吾人の持論にして既に記述したるところに屬す一八九八年の法律施行以來此語句は全然何等の意義を有せざるに至りたるものにして獄內處遇を左右するは實際上階級なるに拘らず尙ほ一年間無定役刑を宣告せらるゝ者五萬乃至六萬に達し殆と其全部は第三級に編入せらるる吾人の見解に依れば宣告書には單に囚人の獄內處遇上編入す可き階級のみを記載し「定役」なる語句を使用せざるを以て現在の制度に比し一層良好且つ簡單なる制度なりとす法律上總ての囚人は醫學上適當なる限り「定役」を强制せられ其階級點、恩惠及び釋放は凡て此定役に依りて之を決す故に此語句は今や全く無用の語たるに歸したるを以て「定役に服し又は服せず」の區別を廢止するに利便ある可し尙ほ其廢止なき間は立法部の意向即ち裁判所は犯罪及び經歷を斟酌して囚人を三階級に區別す可しとの意向に對し何等の貢獻するところありとは信す可からず本年度囚人の總數は增加したるに拘らず第一級に編入したる囚人の員數は前年に比し却て減少したり左表は一八九八年の法律制定後裁判所か各階級に編入したる案件數なり

年度	第一級	第二級
一八九九—一九〇〇	三	二、〇七〇
一九〇〇—一九〇一	一六	二、一一三
一九〇一—一九〇二	三	一、九八七
一九〇二—一九〇三	二六	二、一七九
一九〇三—一九〇四	五〇	二、一二五

一九〇四—一九〇五	四六	二、二五六
一九〇五—一九〇六	三三	二、四五五
一九〇六—一九〇七	一六〇	二、三六一
一九〇七—一九〇八	四三	二、二四一
一九〇八—一九〇九	五五	二、二〇三

二六、犯罪防止法。昨年論及し置きたる犯罪防止法案は今や新に法律と爲り其施行期即ち來る八月一日を以てボルスタン制度の歷史は一紀元を劃するに至る可し

二七、此重要なる法律は二部に分たれ第一部は若年犯人の改良、第二部は慣行犯人の留置に關する此法律の目的物たる若年犯人は十六才乃至廿一才の青年即ち一九〇〇年以來地方監獄に於てボルスタル制度に依り試驗的に處遇したる階級なり此階級は少年即ち十四才以下の幼年又は十六才以下の若年と混同す可からず此種の少年は全然特別なる法律に支配せらるゝ者にして其立法は便宜上前期議會に於て少年法に編輿せられたり此法律は上述二階級中前者即ち若年犯人に對しては所謂ボルスタル制度の擴張に依り後者即ち「慣行的犯人」に對しては後に述ぶる「豫防的留置」なる刑の新形式に依りて處遇せむとす

二八、若年犯人の改良に關しては宣告の新形式及び設備の新案を創始したり裁判所は一年乃至三年の期間ボルスタル設備に於ける刑事紀律の下に留置する旨を宣告するなり十六才乃至廿一才の者にして其犯罪の慣習又は傾向に因り犯罪の改良及び防壓上最有效なりと認む可き訓育の下に長期間留置するを便宜なりとす可きものは此種の留置を受く可し此法律は過去十年間ボルスタル制度實施の經驗に依り得たる各斷案に對し本邦の刑事法たる形式的形體を與えたるものにして此期間中の經驗は次の諸點を決定するに絕對的有力なるものなりしと云ふことを得

一、監獄に於ける普通の留置特に首都監獄に於ける如く在監人員の多大なる場合には假令至大の注意と可及的良好の設備とを以てするも若年犯人に眞正の印象を與ふる爲め必要なる特種の處遇及び個別の顧慮を爲すことを得ず且つ監獄に於ける保護協會も各種犯人より種々の要求を

受くるを以て釋放の際各案件に對し特別の配意を爲し又少年犯罪の處遇をして成果を擧げしむるに付き重要なる一條件即ち爾後の懇篤なる監視を爲すことを得ず

二、普通監獄規則違背の如き些細の犯罪の爲めなりとするも成年四人に適用する如く短期刑の宣告を續發するは犯罪を防止するよりも寧ろ之に加勢する傾向を有す

三、時は必要なる要素なり經驗に依れば十二月間にては若干の效果を擧げ得べきも其以下の期間にては殆と何等の效果をも擧くることを得ず又制度は嚴正且精確なる規則の一たる可く單に良好なる行狀及び勤勉に依りて獲得す可き報酬及び特權のみを以て寬和せしめ身體の方面に於ては熟練を要する手工業に苦役せしむるに努め道義及び智識の方面に於ては敎誨師及び敎師の協力に待つ可し此種の宣告は三年以下なる可からずして各案件の狀況に依り改悛の見込立ちたりと認む可く且つ釋放を爲すも使用上適當なる地位ある機會に際したるときは自由に條件附釋放を許す可し

四、十六才乃至廿一才の者（英國に於ける術語に依れば之を青年と云ふ）を處遇す可き各種の制度の基礎的要件は熱誠、博愛且つ仁慈なる者に依りて組織せられたる確實なる保護協會に在り其會員は監獄訪問及び釋放後案件の配意に因り感化の事業に時及び勞力に費すことを惜まざる者なるを要す協會は就業先搜索中の扶持又は新地位若くは業務に就くに要する準備的費用の支給等必要なる補助を爲すに付き十分なる資金を有せざる可からず此種の協會は既述の如く既に英國に其設立を見たりボルスタル制度の成效は此協會將來の發展と其協會に附與す可き補助とに左右せらる可し

五、國家か重大なる罪に因り概ね成熟年齡時にしてしかも犯行生活の末期に際し長期の徒刑を執行する爲め要する繁難且つ多費なる方法は不成熟年齡時に於ける犯人の拘禁時代及び犯行生活の初期に於ても亦之を必要とすることは經驗上明白なり若し此種の者を上述の如き設備に留置

することを得るものとすれば（吾人の信ずる如く）時々職業的犯罪の大軍隊に入隊するに至る可き若年新兵の供給を杜絶することを得べきを以て長期間の留置に依りて生ずる費用を償ふに足る可し尙は概ね若年犯人に善事を爲すの機會を有せず且つ善事の如何なるものなるかを知らずして其完全に發達せざる時期に於て法律に違背するものにして其心身の惡習は未た痼疾たるに至らざるを以て感化院的處遇を爲すに依り結局良好の成績を擧く可き見込あるものとす故に國家は組織的且つ仁慈的に指導すれば若年犯人も亦之を正直且つ崇法の市民に改造することを得べき事實の例證を示す可し（以下次號）

出獄人保護事業講習會

〈免囚保護事業に關する各種の問題〉　前號の續

司法省參事官　谷田三郎君

次には免囚保護事業の責任者は誰であるかといふ問題であります。これが第四節でございます。此問題の主旨は免囚事業の趣旨といふものは監獄事業の如く國家が此事の責任者であるか、市町村等の公共團體が擔當すべきものであるか、或は又諸般の學術のこと、宗教のこと、慈善のことの如く社會事業に屬すべきものであるかとか、又社會的事業であると致しますると、人の集つた會社のやうなもの其團體的の事業であるか、或は一個人の事業であるか、斯ういふ事柄を含んで居る問題でございます。要するに免囚保護の事業は誰が擔當すべきものであるかといふ問題でございます、之に付きて現今文明諸國に行はれて居りまする所の制度に就て見まするに國家が犯罪に對してどういふ防遏策を取つて居るかと申しまするに、犯罰に對する防遏策として國家の取つて居りまする仕事の範圍といふものは、第一には先づ學校であります、其次には警察である、其次には裁判及び刑の執行であります、即ち第一學校を設けて犯罪の原因である所の知識の缺乏と德義の缺乏とを補はんと謀つて居るのである、第二の警察の力を以て將に犯罪に陷らんとする所のものを豫防して居るのであります、それから第三の裁判及び刑の執行といふことの方法に依りまして、犯罪人を懲罰いたして、將來再び犯罪を犯さぬやうにさせるといふ、先づ是だけの事柄が犯罪防遏といふ、所謂刑事政策に付て既に施設しつゝある所の方法でございまして、此以外に種々あるべき犯罪防遏の事業といふものは、總て是

は社會の責任として社會の方に任せて置くといふのが今日の文明諸國の制度でございます、今擧げました三つの事は國家が已の責任、已の事業として經營しつゝあるのでありますが、此以外の事柄であつて犯罪防遏に必要ある事業といふものは總て是は社會に任して置く、社會の有志の人に委ねて置くといふのが、是が總ての國の現況でございます、即ち日本なども其通りでございます、今述べましたものだけは國家がやつて居りますが、其外のものは自ら直接に其衝には當らぬ、そんならば是は不必要として居るか、一向認めぬかといふと、大に必要を認めて居るのでありますが、其以外に在る所の防遏事業が痛切に必要を感しますのでありまして、斯樣な所まで手が屆かぬ、實際やらうとしてもやれぬのでありますからやらぬのであります、これが制度法律の上から見ました所の各國の有樣でございます。

今のは外形の上から觀察した所に過ぎませぬが、進んで事柄の性質に立入つて考へて見ますると云ふと、抑々免囚保護の事業といふが如きものは各人各個の性質に應じまして適當の保護を與へてやる又色々な境遇、千差万別の境遇に居る所の免囚に對して緩急宜しきを得て補助を與へて與れるといふのが抑々免囚保護の本旨でございまして、是は決して金錢などでやれる仕事ではない、又法律規則でやれる仕事でもなく、唯是は同情に富んで居る所の世の中の慈善家、斯ういふ人が全く涙を揮つてやる所の仕事である、弱者の爲めに同情の念を持つて居る所の義人或は身を殺して人道の爲めに盡さうといふ仁者の仕事で、是等の人に俟たねければ國家が幾らやらむとしても效を奏することの出來ないものであります、故に是はやらぬのである、且又中には歐羅巴などでも兎に角是が犯罪の防遏に關係のあることであるから、國家がやるだけのことをやれば宜しいではないかといふので、國家的の仕事として大に免囚保護のことをやり出した國があります、例へば白耳義のやうな國が其一例であります今から五六十年の前には白耳義が民間の方で免囚保護の事業が起らぬので、政府自ら手を下して此事

業を殆ど經營せんとしつゝあつたのでありますが、斯樣な結果は悉く失敗に終つた、是は事業の性質を辨へない話で、成效する筈は決してない、なぜ成效する筈がないかと云へば多く言を俟たぬので、國家が威張つた顏をして囚人に臨んだからと云つて本人が心を打明けて信賴するものではないのであります、どうしても免囚保護のやうなものは個人の感化に非常な勢力があるのでありまして、併し御實驗に依りましてもさうでございませう、彼等が賴つて來るのは諸君の財產を賴つて來るのではない唯一片諸君の人物に信賴して彼等は保護會の傘の下に入らうといふのでありまして、國家の官吏が威張つて見たとても人の心を繫ぐことの出來ないのは言を俟たぬ所である、それから又尙は重大なる欠點のございますのは、國家で以て此事を經營することになりましたならば民間に如何に此事柄に趣味を持つて居り、又此事柄に熱心をして、さうして自分でやつて見やうといふ義心がありましたとしましても、其者を組合に入れてやることは出來ぬ、苟も國家組織でやります以上はどうしても役人といふものでやらなければならぬので、官私混淆といふものは許さぬので、假令個人に熱心な人があつても其人を排除して仕舞はなければならぬやうな結果に立至るのであります、然る所が此事業は是から後にも段々申しまするが、熱心な人があつて草鞋掛で走り廻らなければ決して出來ない仕事である、それで斯ういふ熱心な分子を排斥するやうなことになつたならば、此事業といふものは決して成效する筈はないのでございます、官業にすると斯ういふ欠點がある、それで歐羅巴でも今申しまするやうな如くに經營せんと試みた者がありまするが、悉く失敗に歸して仕舞ひまして、今日ではどうしても性質上民間の仕事である、社會的の仕事である、仁人義士の手を籍らなければ出來ないものであるといふことが確定して、更に一人も異論がないことになつて仕舞つて居ります、是は別に大會の決議のやうなものは擧げませぬ、唯事の順序として私は理由だけ一言したのであります。

それから果して是が先づ社會的の事業であるといふことになりましたならば、更に社團的若くは團體

的の事業であるか、若くは一已人の事業であるか、どうか是が私が今申した題目の中の骨髓になるべき問題である、此點に付きまして免囚保護の沿革を考へて見まするど、個人の獨力を以て免囚保護の事業を開始して、さうして偉大なる功績を收めた者が隨分少くはないのでございます、先達も申しました所の亞米利加の「リチャードヴイスター」とか或は「エリサベスフライ」或は佛蘭西あたりの「ロバート」といふやうな人は初の中は獨力でやつて居つて非常な功績を擧げて居ります、故に此事業は個人的では不可能であるとは斷言は出來ないのでございます、併ながら此事業といふものは後にも述べまするが如く、之に關係する所の要求は甚だ澤山あつて、廣くてさうして社會の多方面に渉つて救護の方法を求むる必要がありますし、且は又餘程多くの人の勢力と又隨分金のいる仕事である、それで迚も一私人だけでは此多くの要求を滿し、又此多くの方法を講じ盡して遺憾のないといふことは迚も不能な話である、尤も是は程度問題でありますけれども、一人二人の者を收容してそれを世話をするといふならば格別であるけれども、之を手廣くやりまして、さうして眞に犯罪の根を斷つといふやうな偉大なる目的を達せんとするならば之を活潑にやらなければならぬ其目的に相當するだけの設備を設けなければならぬ、それにしては迚も一人でやられる仕事ではないのである、それでどうしても此仕事をして眞に效用を爲さしめ、充分なる效果を世の中に現はすと云ふ爲めには多くの熱心な人が集つて其者等が結合をして、各自分の持つて居る得意の技能と方法とを其處に集めて、一致協力をして其目的を貫くやうに計らなければならぬ、それ故歐羅巴などの現今の有樣を見ましても、個人の事業といふものはまるでないこともありませぬ、やつて居りまするが、保護會と申しまするものは總て會社組織になつて居る、組合組織になつて居るのは協會と稱へて居ります、一人の協會といふものは殆ど今見えて居らぬ、少くも書物などに擧つて居る有力なる會としては現はれて居りませぬ、書物などに現はれて居らぬのみならず、歐米諸國の法律などを見ましても總て法の事に關するものは保護會社

とか保護協會といふ言葉を使つて居りまして、一私人の保護事業といふものは法律の上で認めて居らぬのであります、尤も各國でも保護事業に付ての特別の法律といふものは殆ど無い、最も著しいのは佛蘭西で千八百八十五年の八月四日に出しました所の法律、是は假出獄などのことを書いた法律でありますが、其中の一節に免囚保護といふことを設けて居る、是が殆ど唯一の例位なものであります、此中に二箇條ありまして、さうして奬勵會を保護會社にやる、假出獄の免囚に付ては一日にタンカ八十三チーム（アンスチユーション）ですが、それだけの保護金を國庫からやるといふことが書いてある、是などにも明に協會或は營造物と書いてあつて、全く個人の保護事業といふものは認めて居らぬのであります、我邦では會社事業よりも寧ろ個人の方が發達して居ると思ひますから、斯ういふことも材料の一つとして御研究の爲めに御話にするのであります、ソサイテーといひアンスチユーションといふのも一個人の經營には用ひませぬことであります、それからもう一つ外國の例でありますが、それは新しく千八百九十五年の六月に獨逸聯邦のプロイセン政府が歐羅巴各國の永年の經驗に鑑みて司法大臣、內務大臣、文部大臣などが連累をして府縣知事、控訴院長などに訓令を出して居ります、訓令でありますが、併し法律と同じやうに取扱はれるものであるが、此千八百九十五年の六月三日に保護事業に關してプロイセン政府が出しました訓令の中の第三條に、保護事業は左の機關に依つて之を行ふ、第一は寺院の機關、第二保護協會、とありまして之に依りましても獨逸などでは法制の上に於て個人の保護事業といふものは認めて居らぬ、併ながら是等の事柄は各國の風俗、又經濟上の事情、文明の程度、總てに關係のある事柄でございまして、果して此歐羅巴の制度が直に日本にも適當するや否やは俄に斷定は出來ぬ、尙充分研究の問題と思ふのでありますが、兎に角歐羅巴に於ては初から會社組織で發達しまして今日の會社、協會、社團といふやうなことで團體以外の保護會といふものは認めないといふことになつて居ります。

斯樣に以上述べました如く免囚保護事業の責任者、當局者は國家に非ずして社會である、社會事業として個人若くは社團が此責に當るべきものであるといふことは明かでございますが、然らば國家は此事業には全然干渉せぬで宜しいか幾らか之に干與しなければならぬものであるならば如何程の程度を干渉すべきものであるかといふ一問題が起る、此點に付きましても各國の監獄大會などで論じて居りまする所を見ますると、皆一致して居る國家は直接に其衝に當つて經營すべき事業ではないけれども事業の發達することを奬勵しなければならぬ、又此事柄が監獄行政の上には非常に影響のあるものであつて、其意味から云へば監獄行政の一つの繼續であるとも見て宜しい程のものであるが故に國家は始終監督の眼を以て注意しなければならぬといふことだけは一致して居るのであります、即ち國家は一方に於ては奬勵する、一方に於ては監督するといふ二つの責任があるのである、是だけは既に定論と看做して宜しうございます、然らば其保護奬勵の方法如何、是が今日まで實際に現はれて居る所を見まするとと、先づ一番重なのは奬勵方法と致しましては第一に保護會に相當の奬勵金を與ふることでございます、是は現に一兩年前から日本でも僅少の額ではあるが實行して居りますが、歐羅巴では大分前からやつて居ります、法律に明に書いてあるのは先程申述べた所の千八百八十五年八月十四日の佛國西の法律第七條、第八條に一人に付て一日五チーム（即ち一フランの百分の一でございますから二十錢位のもの）を給する規則になつて居る、それから又「プロイセン」の千八百九十五年の訓令の中にも、中央事務局の事業費にして不足を告ぐるときは事業の範圍及び引受人の數に應じて內務大臣は監獄基金の利息を以て之を補助すべしといふことの訓令が出て居ります、茲に書いてあります中央事務局といふことは後に機關の御話をする時に申上げますが、是は普通の保護會ではない、保護會の中で皆連合して中央局といふものを造つて居る、それを意味して居るのでございます、それは俸給を與へてやるといふことになつて居る、以上が保護奬勵が法律の上に現はれて居る所でありますが法律に現はれなくても各國共に多少の保護は與へて居る、保護の額の如きものも猶は時間があれば各國の例をあなた方に御話する機會があらうと思います、尤も豫想外に保護金の額は少いのでございます、モツト實は皆多額の保護金を各政府が與へて居るかと思ふて調べて見ましたが、存外に保護金の額は少うございます、獨逸などで千マルク（日本での五百圓でありますが）保護金を與へて居る會社は非常に大きな手廣くやつて居る會社でございます。

國家の奬勵方法の第一として保護會に相當の奬勵金を與ふるといふことでありまする、其他奬勵方法と致しましては第二に、是は監獄行政の上でやることでございますが、斯ういふことをやつて居る、それは何處〳〵にどういふ保護會がある、此保護會の規則は斯ういふことになつて居るといふことを或は口頭を以て、或は又それを監房內なぞに告示をして、さうして四人一般に知らしむる、是れ亦國家が免囚保護事業の奬勵方法の一としてやつて居る所でございます、是が先づ第二の奬勵方法と稱して宜からうと思ふ。

それから第三に是れ亦監獄行政の一つとしてやつて居るのでございますが、それは保護會の爲めに被保護者となるへき者の身分關係其者の希望、其者の技倆、それから作業の賞與金、斯樣な必要な事柄を詳しく取調を致しまして之を保護會の方に豫め通告してやる、保護會ではそれが後の材料となつて非常な參考となるべきものであります、是なぞもプロイセンの先程申しました訓令に依りまするとと釋放の六週間前に與獄は能く取調べて保護會に告知しろといふことが書いてある、是は一つの宜い所の便利を保護會に與ふる所以であります、即ち一つの奬勵方法と見て宜しい。

其外日本では制度が違いますから殆んど參考にもならぬでありますが、第四の方法としては保護會員を監獄の監督委員會といふものゝ會員にするといふことをやつて居る、白耳義などでは專ら監獄のことは監督委員會といふものがあつて其會で重要なる事柄は決議をし、且つ監督をして居ります、

其委員會の會員にする、そこで其委員になりました所の保護事業の當局者は自分の希望も其處に出て述べ、又監獄の方の事情も其處に居つて能く聞いて居るでありませう、是は保護事業をやつて行きます上に於ては非常な便益なことに違ひない、是れ亦奬勵の方法の一つとして國家がして居る所でございます。それから最後に御參考に述べて置くのは、第五點として作業賞與金として受けまする所のもの、以前作業工錢と云ふたものであります、之を直接に保護會の方に送つてやる、さうして其金を保護の費用として適當に處分させるといふことを計つて居る、是は先程以來申す所のプロイセンの訓令などは專ら此點に重きを置いて、總て旋費などを除いた外は悉く多數の金は保護會の方に渡してやつて保護會がそれを適當に處分するやうにすることを書いてありまして、政府の當事者には其通りやれといふことを訓令して居る、斯くまでも保護會を信任しまして一には之を利用し、一には此事業の發達を奬勵する所以であると考へる。

以上何人が免囚保護事業の當局者であるかといふことに關連する所の研究を終つた積りでございます。

今度は被保護人といふ題で御話を致します、此題目の趣意は免囚保護會は如何なる種類の出獄人を保護すべきものであるかといふ問題でございます、之に付きましても段々と學者の議論もあり、且つ實際家の說もありますが。先づ今日の定說になつて居りまする所に據りまするに、出獄人保護會が保護を致しまするに適する出獄人は次に言ひまする三つの條件を具へて居るものに限ることになつて居ります、其三つの條件を項目だけをザット申しまするに、第一の條件は本人が自ら保護會の保護を求むるといふこと、第二の條件は保護を與へなければならない必要のあるといふこと、第三の條件は保護をしてやる價値のあるといふ、此三つである、第一から順を追ひまして其條件に付て一應の說明を試みます。

第一の條件の必要なる理由は深く說明を要せない事柄と思ふ、即ち保護を求めない者に向つて强ひて保護を與へやうと致しまするのは、不當に他人の自由を束縛するといふことになるのでありまして、法律の上でも許すことは出來ませぬ、それから又出獄人が自ら進んで保護を求めないのは本人自身の外知り得ない理由があるであらう、保護者の側から見れば保護を要すると思ふ者でも本人には又特別の事情があつて保護はいらないといふ場合もありませうし、或は又保護の必要はあつても本人は其保護を受けることは卑屈であると云ふ考を以て保護を快く受けぬ者もあるでありませう、斯樣な場合に於て强ひて保護しても實際上何等の效果のない譯でありますから、他人の自由を拘束するといふやうな法律上の理由がなくとも實際上から見ても謂れないことであります、此事柄は先程申しましたプロイセンの千八百九十五年の訓令の第二條に明文を以て在監人に對する保護を强要することを得ずといふ規定が置かれてあります。

それから第二の條件として保護を與へなければならない必要のあること、是はどういふ場合でありますかと云へば、在監人が出獄を致しまする際に現に保護を受けるのでなければ生業に就くことの出來ないといふ困難な場合緊急な場合に立至つて居るのであります、若し歸るに相當の家があるとか或は又信用すべき保護者があるとか、其外にも保護會の方に依らぬでも入監をした前の地位を得ることの出來るものゝ如きは之を保護する必要もなく、保護を與ふへき理由がないのであります、此點に付て尙ほ起りまする問題は、出獄の當時に果して眞に保護の必要があるか否かを定めるには何に依るかと云ふと外國の例に依りまするに、先程申しました監房訪問の許されて居りまする國に於ては此保護會員が自ら本人に會いまして、保護を與へなければ生業に就くことが出來ないか、どうかといふことを探知いたします、或は典獄から報告をする、前述へたプロイセンの訓令に依りますれば六週間前に報告をしろといふことになつて居りますが、さういふ期間の制限はなくとも典獄が必要なる事

項に付ては保護會の方に報告をしてやるといふことはプロイセンのみならず、他の國にも行はれて居ることでございます、要するに監獄訪問の結果、典獄の報告其他尚は相當の探知方法がありますればそれに依つて果して條件を滿して居るや否やといふことを探究するのでございます、それから此保護を與へなければならないといふ必要が、被保護人たる條件でございまするが故に、此條件が無くなつて仕舞ふならば即ち被保護人たる資格がないのであります、一方に於ては保護會社は之に保護を與ふべきものでないことになるのであります、尚は詳しく申しますれば、最初出獄の際に保護を與へて貰はぬければ生業に就くとの出來ない緊急狀態のあるものでございまして、何等かの理由あつて或人の相續人になるとか、或は保護人が出來たとか、保護會の手を煩はさぬでも濟むといふ狀態、即ち前の保護狀態が消滅した場合には即ち保護會も必ず之を外に出して仕舞はなければならぬことになつて居ります、是は保護會の記錄などにも現に其明文を存して居る所もあるといふことでございます。

それから續いて第三の條件の保護の價値あるといふ點でございます、保護の價のあるといふのは取りも直さず在監中に改悛の狀が見えまして、保護をしてやつても害がないといふ見込のあるといふことでございます、各國共皆此條件は行はれて居るやうでございまするし、又大會の決議などにも此等は是非共保護會の事業として能く遵守しなければならぬ條件である、此條件も前の條件と同樣、監獄訪問の結果で之を知りまするか、或は監獄官吏の報告に依つて之を知るのが普通でございます、それから前同樣保護の價がなくなつて仕舞つた者、即ち最初は是は保護してやれば必ず生業に就くであらうといふことの見込であつたが收容した後保護する價がないといふ見込が確立いたしましたならば速に保護を停止すべきものである、それから尚又此保護の條件の缺けまする中にも色々の狀況がございまして、後に變心をしてそれが爲めに事業に就くことを厭ふ者もございませうし、或は又病氣の爲めに勞働不能力者となる者もあるでございませう、前の者は拋擲する外はないが

後の場合即ち疾病等に依りまして勞働の能力の無くなつて、それが爲めに被保護人たる所の資格の消滅いたしました所の者は、是は矢張り保護會社の力を持ちまして本人を養育院に入れまするとか、或は恤救院で世話をしてやるとかいふことをして始末を附けるのが相當であります、外國でも其扱ひをして居ります、此點で終りに一つ注意のございますのは是は保護事業のことで泰斗と云はれて居る獨逸のフオツクスといふ人は繰返して申して居りますが、此調査を餘程嚴重にしなければならぬ、併ながら餘りひどい標準の尺度を高く取過ぎては困る、餘り高いのよりは寧ろ緩になる方が宜しいといふことを注意いたして居ります、充分に注意をして通常は飽まで探知しなければならぬが、併ながら尺度は餘り高く極めてはいかぬといふことを吳々も注意いたして居ります、そこで先づ條件は是だけの三つの點を具へて居る者でなければ被保護人とするに足らぬのでございますが、扨て此三つの條件を具へて居る者であれば如何なる者でも保護してやらなければならぬといふのが、又一般に認められて居る理窟でございます其男女たると長幼たるとを問はず、宗教の如何を問はず、其他國籍が內國人たると外國人たると、身分の高い者でも卑い者でも、又初犯であると再犯であるとを問はず、長期囚であると短期囚であるとを問はずして、總て是は保護の資格のある者として相當の保護を與へてやらなければならぬといふのでございます、尚は決議などに列舉してあるのは今擧げました外に大監獄を出た者と小監獄を出た者とを問はず、工錢を持つて居ると否とに論なく、總て收容しろといふことがございますが、是等の注意は歐羅巴では甚だ必要な點と見えるのであります、即ち御承知の通りに歐羅巴では宗教の方の軋轢が甚だひどい、我邦では幸に左樣なことはございませぬけれども、どうも西洋では「カトリック」「プロテスタント」といふやうなものが全く兩立してをる、現に佛蘭西などは「プロテスタント」の保護に「プロテスタント」といふ字を附けて居る、そこで互に反目して居つて「カトリック」の方の人が立て、居る保護會であれば「プロテスタント」に屬する者を保護せぬ又「プロテスタ

ント」の方はそれと反對だといふやうなことになつて居る、それから人の年令、或は男女の區別、身分等に依つて非常に撰り食ひをする者がある、又初犯の者でなければ容れないとか、再犯でなければ容れないとかいふやうなことで、出獄人の中に區別を立てる者が澤山あるのであります、尚は外に工錢を持て居る、持つて居らぬ、之を區別の標準にして居るものもある、是れ亦甚だ面白くないと思ふといふので、此點は會議などでも繰返して決議を致しまして、苟も前の條件を具へて居る者であるならば、其間に差等を置かないが宜しいといふことを注意して居るのであります、殊に歐羅巴に於きましては長期囚或は累犯の者は頻に保護するけれども、初犯の者とか極く短期の者はトント保護せぬといふ樣は餘程あつたものと見える、それで之に付ては有名なクローネーと云ふ人は初から反對して居つて、怪しからぬことだと云つて大に論爭して居るのでありますのみならずクローネーなどの論に依ると累犯の者であるとか長期の者であるならば保護會の側から見たと云つて、甚だ疑はしいのである、故に是は寧ろ初犯ある短期の者に力を盡さなければならぬといふ風に非常に痛切に論じて居ります。それからもう一つ申上げて置きますのは、此保護會が被保護人として保護を與へまするには直接に監獄から出たばかりの者に限るか、それぎりにするか、或は監獄から出まして一定の期間を過ぎて仕舞つた者、それ等も矢張り世話をしてやるかといふ問題でございます、先づ普通の原則としましては保護會では出獄後間もない者の世話をする、又出たばかりの者が最も再犯に陷り易い、危險があるのでございますから、此方に力を用ふるのは尤もな譯でございますが、左りとて一定の期間を經たからと云ふて、それまでに免囚保護事業の範圍外に置くといふのは理窟がないのであるといふことで、矢張り相當の期間を過ぎても前の條件を具へて居る者なれば保護してやつて然るべきものであるといふことになつて居るのでございます、其理由も或は出獄の際に保護を求めなんだのは保護會のあることを知らなんだからである、又最初出た時には相當の食ふ途を講じて居つたのであるけれども詐欺に罹つて其爲めに食ふ途を失つて保護會に賴つて來るといふやうな例も少ないのでありまして至極當然の事であると考へます。

今申しまする如く苟も條件を具へて居りまする以上は、男女たると、老幼たると、刑期の如何、身分の如何、所持金の如何といふやうなことに論なく、總て是は原則としては保護會が世話をして然るべきものでございますが、さうかといふて總ての保護會の者が皆の者の世話をしろといふ趣意ではございませぬ、保護會にはそれ〳〵組織の大小もございますし、規模の如何といふものに依つて中には何も彼も一切の事を保護會でやり、尚は其上に保護會のこと、即ち相當の紹介でありますとか、或は宿泊所であるとか、或は合宿所であるとかいふものまでも保護會で拵つて居る所もありますし、中には一定のものに限つて居る所もある、例へば婦人ばかり、子供ばかりといふやうな風に目的の範圍を限定しく居るのは是は珍しくない、唯保護會の主義として一體長期の者でなければ保護に適せぬといふやうな理窟に排斥するのが惡いといふのでございまして、保護會が其規模又其便宜如何に依りまして仕事の範圍を限定するといふことは是は固より妨ないのでございます。

◎新著廣告◎

上田定次郎君述　藤井藤藏君編

修養斷片

全

本書は修身道德に關する論說にして。議論高尙に涉らす。而かも人生の諸方面に言及せられ殆と餘蘊なし。冀くは愛顧の榮を賜はらんことを

實價金貳拾六錢　郵稅金壹錢

○菊版二百頁餘
○四號活字振假名附
○紙質製本堅牢

修養斷片目次

◎發刊の趣旨……
◎常識の養成……
◎獨立の自營（勞働的職業）……
◎感恩感謝とも云ふ……
◎懷德……
◎新年の辭……
◎幸福……
◎戊申の干支に就きて……
◎餘裕……
◎修養の栞……
◎職分（義務觀念）……
◎職業の撰定に就きて……
◎紀律の養成……
◎手紙の認め方心得……
◎談話に就きての心得……
◎事は大事なり……
◎虛僞虛飾の弊……
◎自尊自重……
◎再び節制に就きて……
◎處世經濟法の五大要訣……
◎禮に對する觀念に就いて……
◎俛俯心を戒む……
◎希望の人となれ……
◎人事の運命……
◎模倣すべき英人の特性……
◎貯蓄の必要……
◎衛生に關する心得……
◎夏季の衛生法……
◎銷夏法……
◎氣候より受くる訓化……
◎公共心に就いて……
◎偶感隨筆……
◎賭博の戒歌……
◎酒害の歌……
◎新年の籤……
◎新年の計……
◎修身教訓……
◎五十音訓……

目次終

發行所　東京市四谷區愛住町二番地
（振替貯金口座七九八三番）
本店電話（長）番町二二番

東京書院
印刷部（電話番町七六八番）

會費送附方

肩書	東京市麹町區飯田町	
番地	五丁目三十番地	
宛名	監獄協會理事　藤澤正啓	
振込局名	神田一ッ橋通郵便局	

明治四十三年二月二十日發行

（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地　豐野胤珍

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

發行所　東京市麹町區飯田町五丁目三十番地　監獄協會

印刷所　東京市四谷區荒木町二十七番地　東京書院印刷部

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院